

石川県包括外部監査報告書

平成 17 年 3 月

石川県包括外部監査人

杉 本 榮 策

目 次

委託に関する財務事務の執行について	1
-------------------	---

第 1 外部監査の概要	2
-------------	---

1 外部監査の種類	2
-----------	---

2 選定した特定の事件（テーマ）	2
------------------	---

3 事件（テーマ）を選定した理由	2
------------------	---

4 外部監査人、補助者の資格及び氏名	2
--------------------	---

5 監査の要点	2
---------	---

6 監査の方法	3
---------	---

7 監査対象期間	3
----------	---

8 監査の実施期間（往査期間）	3
-----------------	---

9 利害関係	4
--------	---

第 2 各委託の概要及び監査の結果並びに意見	4
------------------------	---

・ 庁舎管理等委託料（管財課）	5
-----------------	---

・ 電算処理等委託料（税務課）	31
-----------------	----

・ 音楽堂管理運営委託料（文化振興課）	33
---------------------	----

- ・ 自然公園施設等管理委託料（自然保護課）・・・ 36
- ・ 消防防災ヘリコプター運航管理委託料（消防防災課）・・・ 38
- ・ 離職者等高度人材養成推進事業委託料（労働企画課）・・・ 42
- ・ 中高年齢者職場実習委託料（労働企画課）・・・ 45
- ・ 再就職支援セミナー開催委託料（労働企画課）・・・ 47
- ・ 工事委託料（農業基盤整備課）・・・ 50
- ・ 競馬運営業務委託料（競馬総務課・競馬業務課）・・・ 52
- ・ 警備委託料（競馬総務課）・・・ 54
- ・ 工事委託料（道路建設課）・・・ 57
- ・ 街路樹等管理委託料（道路整備課）・・・ 60
- ・ 調査設計委託料（砂防課）・・・ 74
- ・ 工事委託料（都市計画課）・・・ 80
- ・ 維持管理委託料（下水道課）・・・ 82
- ・ 健民公園等管理委託料（公園緑地課）・・・ 88
- ・ 県営住宅修繕等委託料（建築住宅課）・・・ 89
- ・ おもいやりの住まい整備事業委託料（建築住宅課）・・・ 92

- ・ 校舎管理等委託料（教育委員会 庶務課）・・・・・・・・ 94
- ・ 設計等委託料（教育委員会 庶務課）・・・・・・・・ 98
- ・ 体育施設管理委託料（教育委員会 スポーツ健康課）・・・・・・・・ 101
- ・ 総合スポーツセンター（仮称）基本設計等委託料（教育委員会 スポーツ健康課）・・・・・・・・ 104
- ・ 自動車保管場所調査委託料（公安委員会 会計課）
・・・・・・・・ 106

委託に関する財務事務の執行について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

委託に関する財務事務の執行について

3 事件（テーマ）を選定した理由

委託の業務は、多くの部署から継続的に多岐に亘って発生しており、委託の方法は入札又は随意契約によるが、委託料は多額で、委託契約に係る当事者の状況について主として財務面から検討を加えることは意義あることと考える。

4 包括外部監査人の氏名及び資格、補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	杉本榮策	公認会計士、税理士
補助者	上出彰一	公認会計士、税理士
補助者	山田文禎	公認会計士

5 監査の要点

- ① 選定方法は法令、県の条例及び規則に合致しているか。
- ② 委託は次のような理由に合致するか、また委託の範囲は妥当か。
 - ・ 多量の事務を短時間で処理するため。
 - ・ 単純作業であるため。
 - ・ 事務を効率的に処理するため。
 - ・ 変則的な勤務条件が必要なため。
 - ・ 高度な専門的技術が必要なため。
 - ・ 臨時的な業務であるため。
 - ・ 行政サービス向上のため。
 - ・ その他。

- ③ 安易に随意契約を選定している傾向がないか。
- ④ 1 契約先と長期に亘って随意契約することの合理性があるか。関連団体であるが故に特定の 1 契約先と継続して随意契約していることはないか。
- ⑤ 入札方式に変更して委託料圧縮を図れる随意契約はないか。
- ⑥ 随意契約の場合に見積書の徴収について、県財務規則の取扱いに合致しているか。
- ⑦ 公共施設の管理委託の場合、委託先の実費相当額で委託料が決定されているか。
- ⑧ 県組織の一部と見られる法人、公益法人等は委託契約により利益留保を図る必要性は少ない。この考え方が委託料に反映されているか。
- ⑨ 妥当な委託料算出のため、委託業務毎の原価把握が適正に行われているか。
- ⑩ 契約に至った委託料の見積根拠は妥当で合理的なものか。

6 監査の方法

- ① 関係書類の調査
監査対象事項に関する起案文書、契約書類、執行手続書類、精算に関する書類、その他の関連する書類について相互の整合性を含め調査する。
- ② 関係部局等からの説明聴取及び現場視察
関係対象部局等から監査対象事項について説明を徴収し、必要により現場視察を行う。
- ③ 関係人調査
上記①及び②における調査の結果、更に関係人の調査を必要とするものを中心に地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定により監査委員に協議を行い、了承を得て調査を行うこととする。

7 監査対象期間

平成 15 年度（継続年度を含む。）を対象とし、必要に応じて過年度に遡及した。

8 監査の実施期間（往査期間）

平成 16 年 6 月 24 日より平成 17 年 2 月 10 日まで

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事例につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 各委託の概要及び監査の結果並びに意見

平成 15 年度（継続年度を含む。）を対象とし、必要に応じて過年度に遡及して、委託の中から主要と認められるもの、あるいは重要又は必要と認められるものを監査した。

その委託の概要及び監査の結果並びに意見は以下の通りである。

監査の結果に記載した事項は、21 件であり、その内、指摘事項として監査の結果において（ ）内にその旨を記載した事項は 20 件であった。意見は 15 件である。

I 対象委託料

庁舎管理等委託料

II 委託概要

1 管理部課

総務部 管財課

2 委託内容の概要

管財課所管の庁舎（本庁舎、広坂庁舎等）を管理するため必要な保守、清掃、警備等の業務委託に要する経費

3 委託金額

平成 15 年度 467,555 千円

III 監査の結果

新石川県庁舎は平成 14 年 11 月 25 日に施行業者より引渡しを受け、平成 15 年 1 月 6 日より新庁舎として開庁し県政を行っている。

平成 15 年度の庁舎管理等委託料の内に、新庁舎に設備した昇降機（エレベーター）の保守契約による料金が含まれている。

昇降機を納入した業者は 5 社あるが、そのすべての昇降機につき保守契約はフルメンテナンス契約を締結している。保守契約には点検契約とフルメンテナンス契約があり、その内容及び違いは後記する各社の回答の中に詳細に記述されているところであるが、新石川県庁舎の昇降機には、各納入(工事)業者と交わした建設工事請負契約書第 41 条（かし担保）において、業者は工事目的に瑕疵があるときは引渡しを行った日から 2 年間の担保責任を負っている。建設工事請負契約のほか、民法においても第 634 条から第 640 条において、引渡したるときより 1 年内の、仕事の目的物に瑕疵ある場合の修補の請求権を規定している。

業者に瑕疵担保責任が存在する期間は、保守契約はフルメンテナンス契約に比較して相当に廉価である点検契約でよいと考える。その考えは後記する各業者に対して依頼した調査依頼に記述したとこ

ろである。石川県は十分な検討のないままに安易にフルメンテナンス契約を締結し、多額の保守料金を支払っている。

このことについて、契約のもう一方の当事者である保守契約の請負業者に意見を求めるため、地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定により監査委員に協議を行い、了承を得て調査依頼を発送した。調査依頼の内容は後記する。新石川県庁舎に昇降機を納入（工事）した業者は 5 社であるがそのうち 1 社は比較的廉価の昇降機であるため調査依頼を省略し、他の 4 社について、その保守契約当事者に調査依頼を行った。保守契約当事者 4 社の内、2 社は昇降機を製造し納入（工事）した当事者であり、2 社は昇降機を製造し納入（工事）した業者の全額出資する子会社である。この保守契約当事者 4 社とは随意契約により保守契約を締結している。随意契約を行う理由については、管財課より受けた説明を後記する。

調査の結果は設備を使用する石川県と、納入(工事)業者の立場の違いが回答の中ではっきりとした。納入(工事)業者は納品した昇降機には瑕疵は無いとする立場から、瑕疵担保責任の存在期間を区別せず引渡し日後の昇降機の使用可能予想年数の全期間を平均化した料金でフルメンテナンス契約の料金を設定する。点検契約からフルメンテナンス契約に変更した場合は、点検契約の期間の料金は廉価になるが変更後の料金はその分高くなるので全期間を合計すると同じとなるので、引渡し直後よりフルメンテナンス契約をした場合でも損をするという計算にはならないと主張する。

しかし設備し使用する立場はそうではない。瑕疵担保責任は無過失責任と解されており、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意または不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合以外は、必要により納入(工事)業者に通知すれば調整・修理・部品取替等の整備は納入(工事)業者の責任により行われると判断しており、瑕疵担保責任の期間経過後は製造物責任法等の法律によって責任が問える場合のほかは、石川県が調整・修理・部品取替等の整備を行ってゆかなければならないと考えている。瑕疵担保責任が存在する期間と瑕疵担保期間経過後の期間は異なる期間であって、異なる期間を混ぜ合せて平均化するという考えはない。また、納入(工事)業者の回答する、使用可能予想年数の全期間を合計すると引渡し直後よりフルメンテナンス契約を締結する場合と、瑕疵担保責任が存在する期間は点検契約とし期間経過後はフルメンテナンス契約とする場合とは同じ金額となるという考えに対しては、契約は単年度契約であり、使用可能年限の全期間を現在と同一の業者と随意契約により保守契約を結ぶという考えは予定されていない。したがって瑕疵担保責任が

存在する期間の保守費用の一部は後年の前払の費用であるという考えはない。

保守契約を締結するにあたって石川県担当者の検討が不十分である。

(指摘事項)

以下に参考となる契約条項等及び、調査依頼の文書、各業者から得られた回答を記載する。なお回答日については、説明の必要から遅れている場合があるが、石川県包括外部監査人の了承の下に遅延したものであり、すべての業者において回答期日は守られた。

建設工事請負契約書より抜粋

(かし担保)

- 第 41 条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、または修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 2 年（軽舗装及び木造又はこれに準ずる建物の場合は、1 年）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 甲は、工事目的物が第 1 項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

注、甲は石川県知事、乙は納入（工事）業者である。（石川県包括外部監査人）

昇降機の随意契約理由の例

当該保全業務は、昇降機の性能及び機能を維持し、安全な運行を確保するとともに、常時監視し、異常時には、迅速な対応を可能とするために実施するものである。

昇降機の運行システムは、**4** 台を **1** 群として管理、火災・地震の対応、安全機能等を複合的に制御できるように、製造業者が独自に開発しており、製造施行業者の保守部門以外では適切な機能維持が困難である、また、故障時等においても、構造や機能を熟知し、適切な部品の補給が容易でないと、迅速な対応が困難である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 **167** 条の **2** 第 **1** 項第 **2** 号の規定に基づき、〇〇〇〇(株)と随意契約したい。

調 査 依 頼

a a a a 株式会社

取締役社長 ○○ ○○ 殿

平成 16 年 10 月 20 日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 印

平成 15 年度に石川県が行った委託を監査している過程において、貴社と石川県が行った委託契約につき、疑問と思われる事項が生じたので調査をいただき回答をお願いします。

新石川県庁舎は平成 14 年 11 月 25 日、施工業者より引渡しを受け、平成 15 年 1 月 6 日より新庁舎として開庁し県政を行っています。

この新石川県庁舎に貴社が製造した昇降機を設備し、その昇降機の保守契約を貴社と締結しておりますが、その方法又は内容に疑問が生じました。

貴社と石川県とは、建設工事請負契約によって、工事目的物に瑕疵があるときは、引渡しを行った日から 2 年以内において貴社は瑕疵担保責任を負っています。引渡しを受けて 2 年以内に調整・修理・部品の取替等の整備を必要とする場合とは、工事目的物に瑕疵が存在した時と、使用によって部品の損耗が生じた場合、あるいは故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合は考えられますが、この内、前者は貴社の責任において調整・修理・部品取替等の整備がされるべきものです。

貴社と石川県は、平成 15 年度の全期間（平成 15 年 4 月 1 日より平成 16 年 3 月 31 日まで）を通じて、保守契約として点検・調整・修理・部品取替等の整備費用を含むフルメンテナンス契約を締結し、3,181,500 円の支払いを行っています。

保守契約としては、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合の調整・修理・部品取替等の整備費用は別途負担するとして、フルメンテナンス契約と比較して、相当に廉価である点検契約とするのが石川県にとって適切な契約であったのではないかと考慮されます。

貴社と石川県との間において瑕疵担保責任が解消した後に、点検契約からフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われるがいかがでしょうか。

調査して頂きたい事項は、当職が考える貴社に瑕疵担保責任が存在する期間は保守契約を点検契約として、瑕疵担保責任が解消した直後よりフルメンテナンス契約とする場合と、現在締結しているフルメンテナンス契約を当初より継続する場合の金額比較を行って頂きたいのです。その際の、点検契約の見積額は現在締結しているフルメンテナンス契約の金額を参考にして見積って下さい。金額比較は5年程度の短期間で見積って頂いても結構ですし、10年、20年程度の長期間で見積って頂いても結構です。新石川県庁舎に設備された昇降機は具体的に特定されているので、金額比較は計算式のような抽象的な表現ではなく、具体的な金額で示して下さい。その場合に、平成15年度中に行った、及び平成16年度は年度途中ですが現在までに行った、あるいは行う予定である使用による部品に損耗が生じた場合の調整・修理・部品取替等の整備があったなら、内容及び見積金額も合わせて記載して下さい。故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する調整・修理・部品取替等の整備があったらそれも調査頂きたいのですが、それはメンテナンス契約の方法又は内容の如何にかかわらず石川県の負担とすべきものと考えますがいかがでしょうか。

その他、当職が考慮していない事項で特に注意しなければならない事項があったなら記載して下さい。

瑕疵担保責任が存在しているこの調査依頼日を含む平成16年度も全期間を通じて、貴社と石川県はフルメンテナンス契約を締結しています。

尚、この調査依頼の回答は、調査依頼受理後2週間以内にお願ひ致します。

以上

平成 16 年 11 月 10 日

石川県包括外部監査人
杉本 榮策 殿

a a a a 株式会社
取締役社長 ○○○○ 印

貴調査依頼に対するご回答について

拝啓 平成 16 年 10 月 20 日付でご依頼頂いております新石川県庁舎昇降機委託契約
に関するご質疑事項について、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

1. 瑕疵担保責任について

建設工事請負契約には 2 年間の瑕疵担保責任の約定があります。これは建設工事
請負契約の履行（設計・生産・施行品質）に起因する瑕疵を引渡し後 2 年間担保す
るものであります。

2. 保守契約の形態と比較について

昇降機の保守委託契約は、点検契約とフルメンテナンス契約の 2 種類をご用意し
ておりますが、それぞれの条件を踏まえ、お客様に選択頂きます。

それぞれの契約概要は次のとおりです。

(1)点検契約

定期点検・機械点検及び緊急時の技術者派遣と点検用油脂（ギヤオイルは除
く）などの消耗品の提供が業務範囲です。

費用の大半は労務費であり、相当額を毎月定額で頂くとともに、磨耗や経年
劣化による部品交換が発生した場合は、お客様のご負担でその都度申し受ける
こととなります。

(2)フルメンテナンス契約

業務範囲は上記点検契約に加え、磨耗及び経年劣化による部品交換を含み
ます。部品交換は巻上機・電動機・制御器などの主要機器の構成部品やロープ・
ケーブルなどの交換を行います。

交換部品費用の算出は通常の使用頻度において、引渡し後 17 年間（償却期間）に発生する総費用を均等割りにしています。

(3)点検契約とフルメンテナンス契約について

点検契約は、一般的に経年につれ、お客様の負担額は増大していきます。また、使用頻度が多い場合には通常より早めの部品交換や突発的な費用が発生することがあります。

フルメンテナンス契約は、機能維持及び保全を目的とする長期の保全、修理計画に基づき、平準化された金額で契約を履行するため、お客様には突発的な予算措置が不要であり、予算制度を採用されているお客様には有効です。

(4)調査ご依頼事項の金額比較について

瑕疵担保責任が解消した直後に、点検契約からフルメンテナンス契約に切替えた場合には、17 年間のフルメンテナンス契約金額の総費用から 2 年間の点検契約金額を差し引いた残額を 15 等分（3 年目から 17 年目までの 15 年間）した金額が、3 年目からのフルメンテナンス契約の年額になります。

結果として当初よりフルメンテナンス契約を締結頂いた場合の総費用と、瑕疵担保責任が解消した直後よりフルメンテナンス契約に切替えた場合の総費用は同等額となります。

3. 平成 15 年度、16 年度の修理・部品取替について

平成 15 年度の部品取替の実績はありません。

平成 16 年度の部品取替実績及び取替計画はありません。

4. 故意または不注意な取扱い等石川県の責任に起因する調整・修理・部品取替等の実施

平成 15 年度、平成 16 年度の実績はありません。

以上

調 査 依 頼

bbb株式会社

取締役社長 ○○ ○○ 殿

平成16年10月20日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 印

平成15年度に石川県が行った委託を監査している過程において、貴社と石川県が行った委託契約につき、疑問と思われる事項が生じたので調査をいただき回答をお願いします。

新石川県庁舎は平成14年11月25日、施工業者より引渡しを受け、平成15年1月6日より新庁舎として開庁し県政を行っています。

この新石川県庁舎に貴社が製造した昇降機を設備し、その昇降機の保守契約を貴社と締結しておりますが、その方法又は内容に疑問が生じました。

貴社と石川県とは、建設工事請負契約によって、工事目的物に瑕疵があるときは、引渡しを行った日から2年以内において貴社は瑕疵担保責任を負っています。引渡しを受けて2年以内に調整・修理・部品の取替等の整備を必要とする場合とは、工事目的物に瑕疵が存在した時と、使用によって部品の損耗が生じた場合、あるいは故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合は考えられますが、この内、前者は貴社の責任において調整・修理・部品取替等の整備がされるべきものです。

貴社と石川県は、平成15年度の全期間（平成15年4月1日より平成16年3月31日まで）を通じて、保守契約として点検・調整・修理・部品取替等の整備費用を含むフルメンテナンス契約を締結し、12,222,000円の支払いを行っています。

保守契約としては、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合の調整・修理・部品取替等の整備費用は別途負担するとして、フルメンテナンス契約と比較して、相当地に廉価である点検契約とするのが石川県にとって適切な契約であったのではないかと考慮されます。

貴社と石川県との間において瑕疵担保責任が解消した後に、点検契約からフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われるがいかがでしょうか。

調査して頂きたい事項は、当職が考える貴社に瑕疵担保責任が存在する期間は保守契約を点検契約として、瑕疵担保責任が解消した直後よりフルメンテナンス契約とする場合と、現在締結しているフルメンテナンス契約を当初より継続する場合の金額比較を行って頂きたいのです。その際の、点検契約の見積額は現在締結しているフルメンテナンス契約の金額を参考にして見積って下さい。金額比較は5年程度の短期間で見積って頂いても結構ですし、10年、20年程度の長期間で見積って頂いても結構です。新石川県庁舎に設備された昇降機は具体的に特定されているので、金額比較は計算式のような抽象的な表現ではなく、具体的な金額で示して下さい。その場合に、平成15年度中に行った、及び平成16年度は年度途中ですが現在までに行った、あるいは行う予定である使用による部品に損耗が生じた場合の調整・修理・部品取替等の整備があったなら、内容及び見積金額も合わせて記載して下さい。故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する調整・修理・部品取替等の整備があったらそれも調査頂きたいのですが、それはメンテナンス契約の方法又は内容の如何にかかわらず石川県の負担とすべきものと考えますがいかがでしょうか。

その他、当職が考慮していない事項で特に注意しなければならない事項があったなら記載して下さい。

瑕疵担保責任が存在しているこの調査依頼日を含む平成16年度も全期間を通じて、貴社と石川県はフルメンテナンス契約を締結しています。

尚、この調査依頼の回答は、調査依頼受理後2週間以内にお願ひ致します。

以上

調査依頼に補足して説明する当職の考え

b b b b 株式会社

取締役社長 ○○○○殿

平成 16 年 11 月 12 日

石川県包括外部監査人

杉 本 榮 策 印

「調査依頼」に御協力いただき、ありがたくお礼申し上げます。調査依頼に補足して説明する当職の考えを記載させていただきます。

調査依頼の 1 ページの下部に記載してあります「それは契約内容の変更ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われるがいかがでしょうか。」という文書の当職の考えを補足して説明いたしますと、引渡しを受けた日より 2 年間、b b b b 株式会社は瑕疵担保責任（無過失責任）を負っており、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合以外は、必要により b b b b 株式会社に通知すれば調整・修理・部品取替等の整備は行っていただけると考えています。瑕疵担保責任の経過期間後は製造物責任法等の法律によって責任が問える場合のほかは、石川県が調整・修理・部品の取替等の整備を行ってゆかねければならないと考えています。

このような時間経過の過程において、b b b b 株式会社が瑕疵担保責任を負担している期間は保守契約を点検契約とし、瑕疵担保責任の期間経過後はフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われると記述したところであります。

現在の保守契約は、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱等石川県の責任に原因する場合以外は、必要により b b b b 株式会社に通知すれば調整・修理・部品取替等の整備を行っていただける期間であることをまったく無視した契約内容となっていると考えています。

まったく性質の異なる期間を混合して平均化するという考えや、瑕疵担保責任が存在する期間は保守費用は後年の前払の要素を含むという説明であれば、契約は単年度契約であるし、当職は理解しづらいものがあります。

以上

2004年11月18日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策殿

b b b b 株式会社 印

代表取締役社長

〇〇 〇〇 印

ご依頼の調査依頼について（ご回答）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月20日付で頂戴いたしました「調査依頼」および11月12日付で頂戴いたしました「調査依頼に補足して説明する当職の考え」について、当社にて鋭意検討させていただきました。以下、回答させていただきますので、よろしく御査収のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 瑕疵担保責任とフルメンテナンス契約

ご質問の瑕疵担保条項は「石川県建設工事標準請負契約約款」第41条（かし担保）を引用されているものと拝察致します。本条によれば、工事の目的物の瑕疵があった場合は発注者である石川県殿は、請負者である当社に「その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求すること」ができます。ご指摘のとおり、当社は当社製造のエレベーターにおける瑕疵、請け負った据付工事における瑕疵がある場合については、当然修理などの作業を行う責任を負います。

ところで、フルメンテナンス契約とは、エレベーターを据え付けた後、末永く安全にお使いいただくために、エレベーターの機能および性能を維持し継続するために長期的展望にたつて総合的な予防保全計画を立て、必要な定期点検、精密調査、故障対応、総合調整、部品交換や修理などの作業を、お客様との間で別途締結する保守契約に基づいて行う業務をいい、瑕疵担保責任に基づくものではございません。

従いまして、両者はその法的根拠を全く異にするものであります。

2. フルメンテナンス契約とPOG契約

フルメンテナンス契約は、上記のとおり、定期点検・精密調査・故障対応・総合調整・部品交換や修理をその契約範囲としており、昇降機を常に正常かつ最良の状況に維持するよう、予防保全整備を行う内容となっております。

設置当初の初期性能維持に向け、長期的展望にたつて総合的な予防保全計画を立て、必要とされる処置を計画的・予防的に実施するシステムでございます。

但し、エレベーターのかご等の意匠的な部分や昇降路周壁等の躯体部分の修理や改修の項目については対象外となっております。

一方、**POG** 契約は定期点検・精密調査・故障対応(部品交換は別途有償)が契約範囲となっており、その名前が「パーツ・オイル・グリス」の略であるように、必要最低限度の消耗品の交換・補充作業以外は、すべて別途有償にて対応する契約となっております。

3. フルメンテナンス契約の料金構成

フルメンテナンス契約の料金構成としては、長期間に渡る総合的な予防保全的整備計画に必要な費用を算定し、これを毎月毎に平均化し、月額料金を算出しております。この中に瑕疵担保責任に伴う修理の費用を見込んでいるなどということは一切ございません。

従いまして、**12** 日付け「調査依頼に補足して説明する当職の考え」の中にあるように、「まったく性質の異なる期間を混合して」いるわけではなく、フルメンテナンス契約と瑕疵担保責任に伴う修理の費用が重複しているということはありません。

尚、平成 **15** 年 **5** 月に、メインロープの伸びが確認されたため、**NO.7** 号機、**NO.8** 号機について、同ロープの切り詰め作業を行っておりますが、これは瑕疵に該当するものではなく、フルメンテナンス契約における履行責任として行っていることを申し添えます。

4. 結 論

(1) 上記のとおり、瑕疵担保責任とフルメンテナンス契約に基づく責任はまったく法的関連性がなく、その費用も重複しているわけではございません。従いまして、瑕疵担保責任の期間内であるかどうかということが、フルメンテナンス契約と **POG** 契約のどちらにすべきということに影響を及ぼすものではないということをご理解いただけるものと思量いたします。

(2) なお、ご依頼の金額比較についてですが、瑕疵担保責任期間とフルメンテナンス契約は無関係であるとの前提に立った上で、今後の契約形態を変更した場合の金額比較についてご希望になる場合は、当社としても善処いたしますので、改めてご依頼くださいますようお願い申し上げます。

今回は貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。皆様からのご意見を生かし、更なる製品およびサービスの向上につなげてまいりたいと考えてお

りますので、今後ともよろしくお引き立てのほど御願ひ申し上げます。

以上

調 査 依 頼

c c c c 株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇 殿

平成 16 年 10 月 20 日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 印

平成 15 年度に石川県が行った委託を監査している過程において、貴社と石川県が行った委託契約につき、疑問と思われる事項が生じたので調査をいただき回答をお願いします。

新石川県庁舎は平成 14 年 11 月 25 日、施工業者より引渡しを受け、平成 15 年 1 月 6 日より新庁舎として開庁し県政を行っています。

この新石川県庁舎に貴社に全額出資する d d d d 株式会社が製造した昇降機を設備したところです。この昇降機の保守契約を貴社と締結しており、その方法又は内容に疑問が生じました。

d d d d 株式会社と石川県とは、建設工事請負契約によって、工事目的物に瑕疵があるときは、引渡しを行った日から 2 年以内において d d d d 株式会社は瑕疵担保責任を負っています。引渡しを受けて 2 年以内に調整・修理・部品の取替等の整備を必要とする場合とは、工事目的物に瑕疵が存在した時と、使用によって部品の損耗が生じた場合、あるいは故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合は考えられますが、この内、前者は d d d d 株式会社の責任において調整・修理・部品取替等の整備がされるべきものです。

貴社と石川県は、平成 15 年度的全期間（平成 15 年 4 月 1 日より平成 16 年 3 月 31 日まで）を通じて、保守契約として点検・調整・修理・部品取替等の整備費用を含むフルメンテナンス契約を締結し、13,356 千円の支払いを行っています。

保守契約としては、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合の調整・修理・部品取替等の整備費用は別途負担するとして、フルメンテナンス契約と比較して、相当に廉価である点検契約とするのが石川県にとって適切な契約であったのではないかと思慮されます。

d d d d 株式会社と石川県との間において瑕疵担保責任が解消した後に、点検契約からフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われるがいかがでしょうか。

調査して頂きたい事項は、当職が考える d d d d 株式会社に瑕疵担保責任が存在する期間は保守契約を点検契約として、瑕疵担保責任が解消した直後よりフルメンテナンス契約とする場合と、現在締結しているフルメンテナンス契約を当初より継続する場合の金額比較を行って頂きたいのです。その際の、点検契約の見積額は現在締結しているフルメンテナンス契約の金額を参考にして見積って下さい。金額比較は5年程度の短期間で見積って頂いても結構ですし、10年、20年程度の長期間で見積って頂いても結構です。新石川県庁舎に設備された昇降機は具体的に特定されているので、金額比較は計算式のような抽象的な表現ではなく、具体的な金額で示して下さい。その場合に、平成15年度中に行った、及び平成16年度は年度途中ですが現在までに行った、あるいは行う予定である使用による部品に損耗が生じた場合の調整・修理・部品取替等の整備があったなら、内容及び見積金額も合わせて記載して下さい。故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する調整・修理・部品取替等の整備があったらそれも調査頂きたいのですが、それはメンテナンス契約の方法又は内容の如何にかかわらず石川県の負担とすべきものと考えますがいかがでしょうか。

その他、当職が考慮していない事項で特に注意しなければならない事項があったなら記載して下さい。

瑕疵担保責任が存在しているこの調査依頼日を含む平成16年度も全期間を通じて、貴社と石川県はフルメンテナンス契約を締結しています。

尚、この調査依頼の回答は、調査依頼受理後2週間以内にお願ひ致します。

以上

2004年11月4日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 殿

CCCC株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○ 印

新石川県庁舎昇降機保守契約に関する調査依頼に係わる件(ご回答)

拝復 2004年10月20日付貴信、拝受致しました。

ご依頼の標記調査につきまして下記のとおりご回答申し上げますので、よろしくお取り計らい願います。

敬具

記

1. フルメンテナンス契約の料金設定について

フルメンテナンス契約料金は、昇降機竣工後20年間において、通常使用する場合に生じる機能維持工事を予測し、それらの費用を月額に按分して点検契約料金に上乘せし設定しております。

仮に昇降機に瑕疵があった場合は、瑕疵担保責任期間中はフルメンテナンス契約、点検契約を問わず、瑕疵の修補に要する費用はメーカーに請求することになっており、契約料金とは別に処置しております。尚、フルメンテナンス契約は前述のとおり、竣工後20年間の機能維持工事を含んだ契約のため、多額の費用を要する工事が発生する年度があっても平準化された契約金額内で工事を実施するため、年度毎の予算変動が少ないという側面があります。

2. フルメンテナンス契約と点検契約の金額比較について

貴職よりご依頼のありました金額比較につきましては次のとおりです。

①瑕疵担保責任期間中は点検契約、瑕疵担保責任解消後にフルメンテナンス契約に変更する場合

2003年度	金	9,783,000円	(点検契約)
2004年度	金	12,555,000円	(点検契約)
2005年度以降	金	16,525,000円	(フルメンテナンス契約)
20年間計	金	319,788,000円	

②フルメンテナンス契約を当初より継続する場合

2003年度	金	13,356,000円	(フルメンテナンス契約)
2004年度以降	金	16,128,000円	(フルメンテナンス契約)
20年間計	金	319,788,000円	

※2003年度と2004年度の金額が異なるのは、2004年度より新石川県庁舎とは別の契約であった広坂庁舎分の昇降機保守契約と一本化されたためです。

※上記金額には、点検契約からフルメンテナンス契約への変更前に必要な検査・修理等の費用、天災地変、不注意・不適当な使用・管理から発生する修理等の費用は含まれません。

※上記金額には、物価上昇等の経済変動要素を見込んでおりません。

3. 2003年度及び2004年度の機能維持のための修理工事について

取替実績及び現時点での計画(予定)はありません。

4. 故意又は不注意な取り扱い等による整備について

次の1件が発生しております。

2004年7月26日 #10号機マルチビームドアセンサー破損

運送業者が台車運搬時に発生させた破損であり、運送業者の費用負担にて**2004年8月21日**に実施済み。

以上

調 査 依 頼

株式会社 e e e e

取締役社長 ○○ ○○ 殿

平成 16 年 10 月 20 日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 印

平成 15 年度に石川県が行った委託を監査している過程において、貴社と石川県が行った委託契約につき、疑問と思われる事項が生じたので調査をいただき回答をお願いします。

新石川県庁舎は平成 14 年 11 月 25 日、施工業者より引渡しを受け、平成 15 年 1 月 6 日より新庁舎として開庁し県政を行っています。

この新石川県庁舎に貴社に全額出資する株式会社 f f f f が製造した昇降機を設備したところです。この昇降機の保守契約を貴社と締結しており、その方法又は内容に疑問が生じました。

株式会社 f f f f と石川県とは、建設工事請負契約によって、工事目的物に瑕疵があるときは、引渡しを行った日から 2 年以内において株式会社 f f f f は瑕疵担保責任を負っています。引渡しを受けて 2 年以内に調整・修理・部品の取替等の整備を必要とする場合とは、工事目的物に瑕疵が存在した時と、使用によって部品の損耗が生じた場合、あるいは故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合は考えられますが、この内、前者は株式会社 f f f f の責任において調整・修理・部品取替等の整備がされるべきものです。

貴社と石川県は、平成 15 年度的全期間（平成 15 年 4 月 1 日より平成 16 年 3 月 31 日まで）を通じて、保守契約として点検・調整・修理・部品取替等の整備費用を含むフルメンテナンス契約を締結し、5,565 千円の支払いを行っています。

保守契約としては、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合の調整・修理・部品取替等の整備費用は別途負担するとして、フルメンテナンス契約と比較して、相当に廉価である点検契約とするのが石川県にとって適切な契約であったのではないかと思慮されます。

株式会社 f f f f と石川県との間において瑕疵担保責任が解消した後に、点検契約からフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われるがいかがでしょうか。

調査して頂きたい事項は、当職が考える株式会社 f f f f に瑕疵担保責任が存在する期間は保守契約を点検契約として、瑕疵担保責任が解消した直後よりフルメンテナンス契約とする場合と、現在締結しているフルメンテナンス契約を当初より継続する場合の金額比較を行って頂きたいのです。その際の、点検契約の見積額は現在締結しているフルメンテナンス契約の金額を参考にして見積って下さい。金額比較は5年程度の短期間で見積って頂いても結構ですし、10年、20年程度の長期間で見積って頂いても結構です。新石川県庁舎に設備された昇降機は具体的に特定されているので、金額比較は計算式のような抽象的な表現ではなく、具体的な金額で示して下さい。その場合に、平成15年度中に行った、及び平成16年度は年度途中ですが現在までに行った、あるいは行う予定である使用による部品に損耗が生じた場合の調整・修理・部品取替等の整備があったなら、内容及び見積金額も合わせて記載して下さい。故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する調整・修理・部品取替等の整備があったらそれも調査頂きたいのですが、それはメンテナンス契約の方法又は内容の如何にかかわらず石川県の負担とすべきものと考えますがいかがでしょうか。

その他、当職が考慮していない事項で特に注意しなければならない事項があったなら記載して下さい。

瑕疵担保責任が存在しているこの調査依頼日を含む平成16年度も全期間を通じて、貴社と石川県はフルメンテナンス契約を締結しています。

尚、この調査依頼の回答は、調査依頼受理後2週間以内にお願ひ致します。

以上

「調査依頼」に対する質問事項

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 殿

平成 16 年 11 月 1 日

株式会社 e e e e 印

北陸支社

支社長 ○○○○ 印

平成 16 年 10 月 20 日付で貴殿が発行された「調査依頼」に回答すべく弊社にて検討をしまいましたが、下記の 2 項目について重ねてお聞きしたい点がございませす。直接お聞きすることもいといたしませんので、どうか主旨をご賢察の上宜しくご回答願います。

記

①「昇降機に製品上の瑕疵(その物が当然有すべき性質を有しないこと)があった場合に製造元の f f f f に現状復帰を求められるもの」という理解がございませすでしょうか。

②「調査依頼」1 頁目、最終前～最終行において、

「それは契約内容の変更ではなく～自然の流れ」と有りますがどのように解釈をすれば良いのか、もう少し具体的にお教え願います。

尚、調査依頼の回答期限は迫っておりますが、上記質問の回答を頂いた後の回答になりますので、当初の回答期限について特別のご配慮を賜る様お願い申し上げます。

－以上－

質問事項に対する当職の考え

株式会社 e e e e
北陸支社
支社長 ○○○○ 殿

平成 16 年 11 月 4 日
石川県包括外部監査人
杉 本 榮 策 印

「調査依頼」に御協力いただき、ありがたくお礼申し上げます。いただきました質問事項に対する当職の考えは次のようなものであります。

- ① 「昇降機に製品上の瑕疵（その物が当然有すべき性質を有しないこと）があった場合に製造元の株式会社 f f f f に現状復帰を求められるもの」という理解があるかという御質問ですが、株式会社 f f f f は貴社に全額出資する親会社であり、当職は株式会社 f f f f と貴社は法人格は異にしますが、同一の経済単位の中に組織されていると認識しており、瑕疵担保責任は昇降機の機能を正常に回復していただければ株式会社 f f f f が行ったのか、貴社が行ったのかを問わないと考えております。

瑕疵担保責任は株式会社 f f f f が負担し、貴社は法人格を異にしており、責任は負担しかねるといことがあれば、貴社との保守契約は点検契約とし、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合以外は、株式会社 f f f f に通知し調整・修理・部品取替等の整備を行っていただくという方法でよいと考えております。

- ② 「それは契約内容の変更ではなく～自然の流れ」という文言の当職の考えは、引渡しを受けた日より 2 年間、株式会社 f f f f は瑕疵担保責任（無過失責任）を負っており、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱い等石川県の責任に原因する場合以外は、必要により株式会社 f f f f に通知すれば調整・修理・部品取替等の整備は行っていただけると考えています。瑕疵担保責任の期限経過後は製造物責任法等の法律によって責任が問える場合のほかは、石川県が調整・修理・部品取替等の整備を行ってゆかなければならないと考えています。

このような時間経過の過程において株式会社 f f f f が瑕疵担保責任を負担している期間は保守契約を点検契約とし、瑕疵担保責任の経過期間後はフルメンテナンス契約に移行するのが、それは契約内容の変更の問題ではなく、法律関係及び委託費用を考慮した自然な流れのように思われると記述したところであります。

現在の保守契約は、使用によって部品に損耗が生じた場合、及び故意又は不注意な取扱等石川県の責任に原因する場合以外は、必要により株式会社 f f f f に通知すれば調整・修理・部品取替等の整備を行っていただける期間であることをまったく無視した契約内容となっていると考えています。

まったく性質の異なる期間を混合して平均化するという考えや、瑕疵担保責任が存在する期間の保守費用は後年の前払の要素を含むという説明であれば、契約は単年度契約であるし、当職は理解しづらいものがある。

以 上

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 殿

平成 16 年 11 月 10 日

株式会社 e e e e

取締役社長 ○○○○ 印

新石川県庁舎 昇降機保守契約に関する「調査依頼」へのご回答

拝啓 平素は、弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 16 年 10 月 20 日付で貴殿より頂きました「調査依頼」につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

敬具

記

1. 瑕疵担保責任

ご質問を頂きました瑕疵担保責任とは、製造者である株式会社 f f f f がお請けした「製品と据付工事」に対し瑕疵があった場合、その部位の補修（補修のための部品取替、調整、修理）責任を 2 年間負うものです。

従いまして、もしこのような状況が発生した場合は、株式会社 f f f f の責任において補修等を行うこととなります。

2. メンテナンス契約

当社とご契約頂いている保守契約（フルメンテナンス契約）とは、昇降機の機能維持と安全性を確保するべく通常の使用状況の中で、仕様書に記載された部位の点検、調整、修理、部品取替等を行う業務であり、瑕疵即ち欠陥対策とは全く異なるものであります。

また、点検契約を簡単にご説明すれば、前述のフルメンテナンス契約から修理、部品取替を除外したもので、これら業務が発生した場合は、有償でご契約者にご負担頂くものです。

3. 保守費用の平均化

フルメンテナンス契約は、長期に亘る機能維持と安全確保のために、長期間の保全・修理計画を立て、その期間に要する費用を月額でご提示しております。

このことからご契約者は

- ① 予算措置が容易であり、また民間では経費処理ができるメリットがあります。
尚点検契約では修理が発生した場合、この修理は別途有償契約が必要であり、この修理の有無で予算が大きく変動するため、予算措置が大変であります。
- ② 単年度契約とした場合
上記の点検契約とした場合と同様、修理の有無により予算が大きく変動する問題があります。
- ③ 品質を考慮したご契約者の対策方法
稼働状況などに応じ修理計画等が変動することもあり、事前調査して翌年度の修理計画等を明確にしておく必要があると考えます。このためにも作業計画を立案できる技術的根拠や、技術力が充分であるかを確認する必要あると考えております。

4. メンテナンス料金比較

(1) 初年度よりフルメンテナンス契約を継続する場合

平成 15 年度	¥5,300,000	(フルメンテナンス契約)
平成 16 年度	¥5,140,000*	(フルメンテナンス契約)
平成 17 年度以降	¥5,140,000	(フルメンテナンス契約)
20 年間金額合計	¥102,960,000	

*平成 15、16 年度の金額が異なるのは平成 16 年度の契約更改に際し、人件費単価の減額を反映

(2) 瑕疵担保責任中を点検契約、以後にフルメンテナンス契約の場合

平成 15 年度	¥4,075,000	(点検契約)
平成 16 年度	¥3,953,000	(点検契約)
平成 17 年度以降	¥5,274,000	(フルメンテナンス契約)
20 年間金額合計	¥102,960,000	

5. 平成 15 年度、16 年度の修理・部品取替について

(1) 使用部品の損耗による修理・部品取替えの実施・計画

平成 15 年度、16 年度の実績及び、平成 16 年度中に実施する計画はありません。

(2) 故意または不注意な取扱い等石川県の責任に原因する修理・部品取替えの実施

平成 15 年度、16 年度の実績にはありません。

以上

注 a a a a ~ f f f f、及び〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名の記載に替えて記号化して表示したものである。

IV 意見

保守契約の問題は昇降機に限定して監査を行ったが、新石川県庁舎には他に自動扉等（但し、自動扉は瑕疵担保責任の存在期間は 1 年、保守契約はセミフルメンテナンス契約を締結している。）も存在するが、時間の制約もあり庁舎管理等委託料は終了する。

I 対象委託料

電算処理等委託料

II 委託概要

1 管理部課

総務部 税務課

2 委託内容の概要

平成 15 年度税制改正等に伴う税務総合情報システムの改修及び本県税情報をデータ化する業務等を委託している。

3 委託金額

平成 15 年度 113,488 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘するべき事項はない。

IV 意見

この委託の内、金額的に多額な委託は、新税務総合情報システム改修業務委託 44,565 千円であり、内容は、平成 15 年度税制改正（法人事業税外形標準課税、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税の手持品課税）に伴うシステム改修を行う業務である。委託は随意契約によって行われ、作業は随意契約先である〇〇〇〇株式会社の職員と石川県職員の共同作業として行われた。

随意契約理由

税務総合情報システムについて、平成 15 年度税制改正による、法人事業税外形標準課税、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得

割、県たばこ税の手持品課税の導入に伴い、システムの修正を行う必要がある。

本県税務システムは、本県の仕様に基づいて、平成 **12** 年度から平成 **14** 年度までの **3** ヶ年をかけて〇〇〇〇株式会社に委託し、開発したものであり、同社は本システム全体に最も精通、熟知している。

そのため、同社は本システムに係るソフトウェアの改修や追加開発を短期間で安全確実かつ効率的に行うことができる。

このことから、当該業務は地方自治法施行令第 **167** 条の 2 第 **1** 項第 **2** 号の規定により、〇〇〇〇株式会社と随意契約することとしたい。

随意契約理由、委託金額の積算根拠を調査したが、特に記載すべき意見はない。委託金額の積算は、改修、又は新規追加するシステムの総実行数、改造ステップ数を計算し、業者職員に委託する工数（人月）、石川県職員の工数（人月）に分け、**SE** に外部委託する単価基準を乗じて委託金額の計算を行っている。

〇〇〇〇は包括外部監査人が実名を記号化したものである。

I 対象委託料

音楽堂管理運営委託料

II 委託概要

1 管理局課

県民文化局 文化振興課

2 委託内容の概要

石川県立音楽堂の効果的な運営を図るため、同堂の管理委託業務を、地方自治法第**244**条の**2**第**3**項及び石川県立音楽堂条例第8条の規定に基づき、財団法人石川県音楽文化振興事業団に委託するもの。

3 委託金額

平成**15**年度 **606,217**千円

III 監査の結果

財団法人石川県音楽文化振興事業団は、必要に応じてさらに各業務を外部業者に委託しているが、この内、警備業務の随意契約による委託を検討する。

随意契約理由の説明

音楽堂の警備業務については、平成**13**年**7**月に〇〇〇〇株式会社との委託契約に基づき、受託者が

- ・ センサー等の警備機器（**253**個）を持込み及び設置工事
- ・ 警備監視ソフトの持込み及びシステム設定

を行い、現在、受託者の常駐警備員により防犯・火災・設備の異常監視の他、パソコンを使用して電気錠やエレベーターの連動、制御を行っている。

- ・ 警備機器を他の警備会社のものに変えるコスト高の抑止
- ・ 警備機器取替えに伴う空白日の回避

- ・ 警備機器の専門的知識に関する運用実績
- ・ 音楽堂のセキュリティー漏洩防止

を考慮し、〇〇〇〇株式会社と一者随意契約をしたい。

随意契約理由の主旨は、平成**13**年**7**月の委託契約に基づき〇〇〇〇株式会社がセンサー等の警備機器（**253**個）の持込み及び設置工事、警備監視ソフトの持込み及びシステム設定を行ったので、地方自治法施行令第**167**条の**2**第**1**項第**2**号に規定する、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当し、唯一の業者であり、継続して随意契約を行うというものである。

委託金額を決定するために〇〇〇〇株式会社の提出した見積書の要旨は次のとおりである。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 警備対象物件 | 石川県立音楽堂 |
| 2. 警備方法 | 機械警備（〇〇〇〇CXシステム）及び常駐警備 |
| 3. 年額警備料金 | 機械警備
3,824 千円(内消費税 182 千円)
常駐警備
50,234 千円(内消費税 2,392 千円) |
| 4. 期間 | 自 平成 15 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 3 月 31 日 |

さらに包括外部監査に必要と認めて、〇〇〇〇株式会社に機械警備の詳細な内訳の提出を求めたところ提出された内訳の要旨は次のとおりである。

1 警備機器について

警備会社はレンタル(**1**年ごと)という考え方をしている。

リースの場合は、同じ機器を数年使用して償却すると料金が下がるが、レンタルの場合は機種を更新をしながら毎年同じ料金となる。

レンタル料	303 千円(月額)× 12 月＝ 3,642 千円(年額)
(内訳)管制料	30 千円 コントロールセンターからの管制
保守料	75 〃 機械の保守料
機器費用	154 〃 コンピュータ、センサー等

回線費用	4	千円	NTT 専用回線料
諸経費	38	〃	
2 機器の使用年限			9 年

随意契約理由を検討する。**1,849** 千円／年(**154** 千円(月額)×**12** 月=**1,849** 千円)の費用に相当する設備が根拠となつて、〇〇〇〇株式会社が唯一の業者に該当し、機械警備及び常駐警備の合計**54,058** 千円(内消費税 **2,574** 千円)の随意契約を締結するということである。機器の費用は **3.42%** である。

小額の固定設備の持込みを根拠に、地方自治法施行令第 **167** 条の **2** 第 **1** 項第 **2** 号の適用を行うことは適当ではない。

石川県立音楽堂に、このような小額といえども民間所有の固定設備を持ち込ませること自体に問題があり、これを根拠に業者が権利を主張し、業者主導の下に随意契約を継続することはさらに問題を拡大する。

また、業者の個性にまかせることはブラックボックス化することを意味し適切ではない。

しかし、警備業務は、人員が重要な要素であり、知識、経験、信頼は重要であることから、毎年の指名競争入札は適切とは思わない。**3**～**5** 年の中期に、又は機器の使用可能年数等を勘案した一定の期間ごとに県の責任において仕様を決めて、指名競争入札すべきである。(注、〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化した。)

(指摘事項)

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

自然公園施設等管理委託料

II 委託概要

1 管理部課

環境安全部 自然保護課

2 委託内容の概要

県内の自然公園施設（白山登山関連施設、野営場施設等）について、県民が良好な状態で利用できるように維持管理業務を業者等へ委託している。（施設数 **13**、契約件数 **27**）

3 委託金額

平成 **15** 年度 **80,215** 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

自然公園施設等管理委託料の中に、白山室堂・甚之助等便所棟し尿処理の委託が含まれている。白山室堂・甚之助等便所棟し尿処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 7 条第 1 項に基づき、手取川流域環境衛生事業組合の長の許可を受けた業者に委託を行っている。

手取川流域環境衛生事業組合は、地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合であり、同条第 2 項の規定に基づき石川県知事の許可を得て設立された組合である。

監査対象となっている自然公園施設等管理委託料とは、直接関係しないが、監査を行う中で、手取川流域環境衛生事業組合が当該組合の名称から、地方自治法に基づく一部事務組合であるとの判断ができなかった。

一部事務組合の名称については、法律上、特に制限はないが、行政実例の中で「少クモ名称ニ於テ町村組合タルコトヲ明瞭ナラシメルモ可トス」との記載もあることから、今後、一部事務組合を設置する市町に対しては、この行政実例の趣旨を踏まえ、わかりやすい名称を付けるよう指導されたい。

地方自治法第 287 条

〈実例〉

○一部事務組合の名称は、どのように表示するか。

一部事務ノ町村組合ノ名称ハ必シモ組合内ノ町村名ヲ冠スルヲ要セス組合ノ事業ノミヲ表示スル文字ヲ用フルモ可ナリ但シ少クモ名称ニ於テ町村組合タルコトヲ明瞭ナラシムルモ可トス

I 対象委託料

消防防災ヘリコプター運航管理委託料

II 委託概要

1 管理部課

環境安全部 消防防災課

2 委託内容の概要

石川県の所有する消防防災ヘリコプターを活用し、多様化、広域化する各種災害等に迅速かつ適切に対処するために、ヘリコプターの操縦業務・整備業務等の運航管理を委託する。

○運航用途

災害応急対策、火災防御、救助、救急、災害予防 等

○業務内容

- ① 運航業務(操縦等)
- ② 整備業務(定期点検、耐空検査等の点検整備及び装備品等の保守点検)
- ③ 運航安全管理等業務(運航の安全管理全般)
- ④ 技術管理業務(操縦士、整備士の技量保持、向上を図るために必要な教育訓練)
- ⑤ 支援業務(資機材等の整備についての情報提供、代替用ヘリコプターの提供等)

3 委託金額

平成 15 年度 105,514 千円

III 監査の結果

消防防災ヘリコプターの運航管理は随意契約により、〇〇〇〇株式会社に委託しており、その随意契約理由として受けた説明は次のとおりである。

(随意契約理由の説明)

当該業務は、石川県消防防災ヘリコプターを活用し、多様化、広域化する各種災害等に迅速かつ適切に対処するため、ヘリコプターの運航管理について委託を行うものである。

業務の実施にあたっては、大きな危険が伴うことから、安全運航の確保が求められるとともに、県民の安全・安心を確保するために点検整備等に伴う運航休止期間の短縮を図る必要がある。

このため、契約にあたっては、下記要件を全て満たす者を選定する。

- ① 他の都道府県において消防防災ヘリコプターの運航実績があること。
- ② 機体整備に関しては、ベル社認定工場の指定を受け、部品の調達等について期間の短縮を図ることができること。
- ③ 航空法第**20**条第**1**項に基づく事業場の認定を受けており、自社工場で点検・整備・検査を実施することができ、各種修理期間の短縮を図れること。
- ④ 運航休止期間においては、石川県の要請に応じ、同型機又は同機種を代替用ヘリコプターとして提供することが可能であること。

上記要件に加え、〇〇〇〇株式会社は石川県内に営業所を有しており、平成**9**年度から本県の運航管理業務を受託し、県内の地形及び場外離着陸場を習熟しており、現在に至るまで安全運航の実績がある。

これらの理由から、地方自治法施行令**167**条の2第**1**項第**2**号の規定により、〇〇〇〇株式会社金沢営業所と随意契約を締結する。

調査を行ったところ、現在消防防災ヘリコプターを運用しているのは全国**38**道県である。この内ベル社製の石川県と同型機を使用しているのは、北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、栃木県、長野県、富山県、岐阜県、三重県、愛知県、和歌山県、奈良県、鳥取県、広島県、鹿児島県に石川県を含めて**17**道県である。このベル社製の同型機を使用する**17**道県の内、〇〇〇〇株式会社に運航管理を委託しているのは、石川県を含め**6**県である。〇〇〇〇株式会社は唯一の業者ではない。

業務委託金額の内容は人件費及びそれに付随する費用が大部分で、それに一般管理費等を加算している。

人件費は操縦士（機種ライセンス）、確認整備士（機種ライセンス）、整備員（3等航空整備士）、運航管理者の4名分の365日勤務費用及びその付帯費用である。その他経費として、この4名分の住宅借上料を加算し、また、365日勤務費用であるため交替者の交通費、宿泊費、日当が加算されている。

契約は石川県と〇〇〇〇株式会社の相対取引であるため、積算根拠を石川県の立場から一方的に検討し、押し付けはできないが、契約価格の算定にあたっては、今後とも、当該委託業務の経済性・効率性を確保する必要がある。

また、平成9年度より消防防災ヘリコプターを導入したが、県は運航管理を委託するにあたり、適格業者2社を選定し指名競争入札を実施したが不調であったため、地方自治法の規定により、最低価格で入札した〇〇〇〇株式会社より見積書を徴収し随意契約をした。その後随意契約により〇〇〇〇株式会社に継続して委託している。

委託の内容は人命に関わる業務であり、かつ高度な専門技術が必要なことから、県内の地形及び場外離着場を習熟しており、石川県に実績をもち信頼できるということや、委託業者が変更になった場合には3ヶ月程度の訓練期間が必要であるという要素も重要であることを認め、毎年 of 指名競争入札は適切とは思われないが、現在石川県に登録されている競争入札参加資格者名簿には数社が記載されていることでもあり、一定期間毎に業者の選定方法の見直しが出来ないか検討する必要がある。〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名を記号化したものである。

〇〇〇〇株式会社が県に提出した業務実施報告書の内、平成15年4月分をサンプルとして後掲する。

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。



平成 15 年 5 月 1 日

業務実施報告書
(平成 15 年 4 月分 No. 1 / 1)

〇〇〇〇株式会社 ⑩
金沢営業所 所長 〇〇〇〇 ⑩

通常運航 (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

月日	従事者数 (人)				飛行時間 (分)	搭乗者数 (人)				業務内容	整備点検時間 MH	整備従事数		業務内容
	操縦	整備	運管	その他		操縦	整備	隊員	その他			受託内整備数	追加整備数	
4/1	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	機体洗浄
2	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	キャビン・フロアマット作成
3	1	2	1	4	82	1	1	5	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
4	1	2	1	4	91	1	2	5	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
5	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	機体ワックス掛け
6	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
7	1	2	1	4	89	1	2	5	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
8	1	2	2	5	243	1	1	6	0	小松市梯川河口行方不明者捜索*1	2.0	2	0	日常点検
9	1	2	2	5	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
10	1	2	2	5	95	1	2	5	1	自隊訓練	4.0	2	0	トランスボンダースイッチ交換
11	1	2	2	5	100	1	2	6	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
12	1	2	2	5	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
13	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	4.0	2	0	ホイスト点検
14	1	2	1	4	97	1	2	6	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
15	1	2	1	4	175	1	2	6	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
16	1	2	1	4	168	1	2	5	0	自隊訓練、押水町南吉田山林火災*2	6.0	2	0	エアコン・プーリー修理
17	1	2	1	4	65	1	2	4	0	金沢市若松町山林火災*3	6.0	2	0	エアコン・プーリー修理
18	1	2	1	4	34	1	1	7	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
19	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	8.0	2	0	25 時間点検
20	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	8.0	2	0	25 時間点検
21	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	エンジン洗浄
22	1	2	2	5	161	1	1	6	4	白山山系山小屋調査、自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
23	1	2	2	5	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
24	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
25	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
26	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	4.0	2	0	日常点検
27	1	2	1	4	186	1	1	4	1	手取川行方不明者捜索救助*4	2.0	2	0	機体洗浄
28	1	2	1	4	138	1	1	6	0	自隊訓練	2.0	2	0	日常点検
29	1	2	1	4	63	1	1	5	1	河内村下折地内行方不明者捜索救助*5	2.0	2	0	日常点検
30	1	2	1	4	0	0	0	0	0	緊急S/B	2.0	2	0	日常点検
合計					1787									

緊急運航の内訳 *1 4時間03分 *2 1時間07分 *3 1時間05分 *4 3時間06分
*5 1時間03分

報告書のとおり業務が適正に執行
されたことを確認しました

平成 15 年 5 月 1 日 室長 〇〇〇〇⑩

I 対象委託料

離職者等高度人材養成推進事業委託料

II 委託概要

1 管理部課

商工労働部 労働企画課

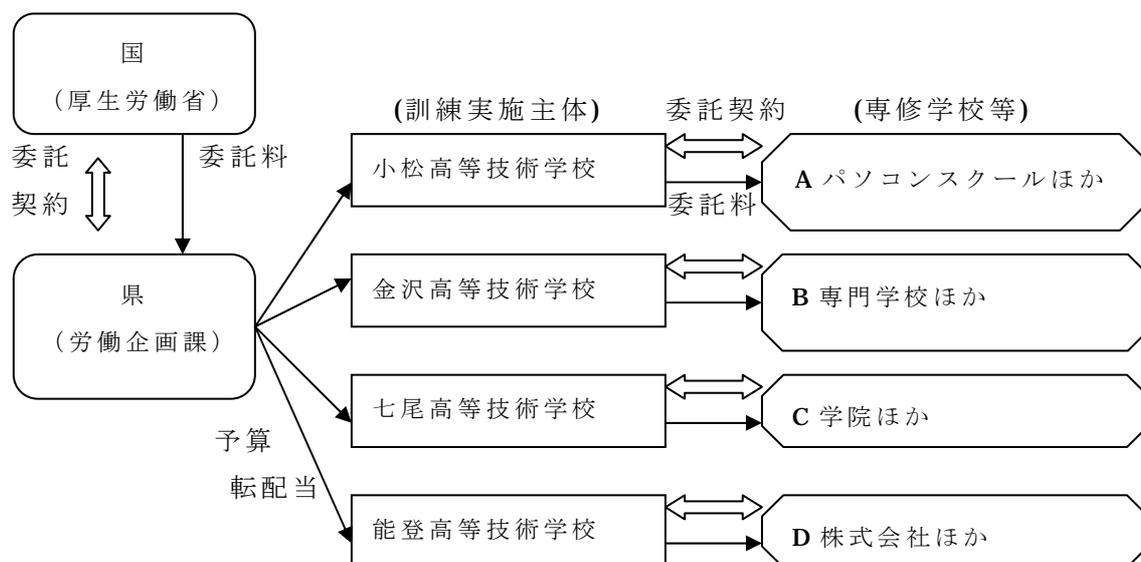
2 委託内容の概要

(1) 目的

企業の倒産やリストラの進行により離職者が増加していることから、専修学校等の民間教育訓練機関や大学・事業主・NPO 法人等の教育訓練資源を活用し、IT 関連等求人需要が見込まれる職種について、短期間で高度の職業能力開発を実施する。

(2) 制度の概要

国が「総合雇用対策」等に基づき実施する「離職者等再就職訓練事業」及び「緊急IT化対応訓練事業」を受託して実施する委託訓練事業（国庫 10/10）



(3) 受講対象者

雇用保険受給者で公共職業安定所長の受講指示を受けた者

(4) 委託単価

委託訓練実施要領による

中核人材コース 120,000 円／受講生 1 人 1 月あたり

I T 関連コース 90,000 円／受講生 1 人 1 月あたり

就職促進コース 60,000 円／受講生 1 人 1 月あたり

実習等訓練 24,100 円／受講生 1 人 1 月あたり

【H15 実績】

IT 等訓練

訓練実施数 120 コース (委託先機関 40 社)

受講者 1,402 名

修了者 1,153 名 (次の訓練に進んだ者は除く)

就職者 546 名 (就職率 47.4% * 平成 16 年 5 月 31 日現在)

創業支援実践研修

訓練実施数 3 コース (委託先機関 2 社)

受講生 29 名

修了者 27 名

創業・就職者 13 名 (就職率 48.1% * 平成 16 年 5 月 31 日現在)

3 委託金額

平成 15 年度 290,999 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

石川県担当者で行った対話の一部を記載して紹介する。

(質問)

1 人月当たりの委託料単価の算定根拠を示せ、
また、随意契約理由は何か。具体的な理由を示せ。

(回答)

本事業は、全額国からの補助事業であるが、委託料単価については、国において全国の主たる教育訓練機関の必要経費（平均値）を調査したうえで、効果的な訓練を行うために必要と考えられる費用を設定していると聞いている。

このため、本県では、IT関連コースの事業については、国の考え方に基づく上限額の**90**千円を、効果的で質の高い訓練を行うための必要額と考え、これを県の単価として用いているところである。

また、中核人材コースについても、国の上限額**150**千円を用いることとしていたが、国との調整の結果、本県で実施する訓練内容は、**120**千円で可能とされたことから、これを根拠に県の単価として用いているところである。

また、契約にあたっては、競争入札を導入することも考えられるところであるが、低価格化による訓練内容の粗雑化や訓練水準の低下に対する懸念、また本来の目的である少しでも受講生の就職率を高めるとする考え方から、補助主体である国においても、各都道府県において競争入札を実施することは奨励していない。

本県においてもこの国の方針を受け、競争入札によることなく、企画内容を競争させることとし、提出されて企画提案を審査するプロポーザル方式により、審査を行ったうえで当該企業と随意契約を行ったものである。

* なお、平成**16**年度国においては、経費の節約と効率的に就職率の向上を図る観点から委託料を引き下げたうえで、就職率に応じた委託料を上乗せする新たな契約方式を指導しているところであり、本県においても国の方針に沿った契約方式を導入することにより、事業費の抑制を図りながら同時に就職率の向上に繋げていくこととしている。

その他に特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

中高年齢者職場実習委託料

II 委託概要

1 管理部課

商工労働部 労働企画課

2 委託内容の概要

中高年齢者の再就職を図るため、地域雇用開発促進法に規定された地域求職活動援助計画(県が策定し国が同意)に基づき、県が県商工会議所連合会及び県商工会連合会に対し、中高年齢の離職者を対象とした職場実習事業を委託し、受入事業所の開拓、実習手当・通所手当の支払い、ハローワークとの連絡調整等を行う。

3 委託金額

平成15年度 148,744 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

労働企画課の意見を記載する。

1 中高年齢者の雇用環境

中高年齢者をめぐる雇用環境は、非自発的離職者の割合が比較的高く、求人倍率が特に低くなっているなど厳しい状況にある。

2 中高年齢者職場実習実施費の目的

加齢と就業能力に関する求人企業の先入観と、未経験の仕事に就くことへの求職者の不安を解消するため、1か月以内の職場実習を実施する。

3 実施結果に対する評価

修了者 **1,688** 人のうち、**1,068** 人の方が再就職しており、就職率としては約 **6** 割 (**63.3%**) となるなど、厳しい状況にある中高年齢者の再就職支援事業としては一定の成果があった。

4 平成 16 年度の改善点

平成 15 年度までの **6** 市 **20** 町で行っていたが、平成 16 年度からは国の同意を得て県下全域で実施することとした。

中高年齢者職場実習受講状況

平成 15 年度

	計画数	受講者数	企業数	就職者数
商工会議所連合会	1,500 人	1,296 人	409	770 人
商工会連合会	500 人	392 人	187	298 人
合計	2,000 人	1,688 人	596	1,068 人

その他に特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

再就職支援セミナー開催委託料

II 委託概要

1 管理部課

商工労働部 労働企画課

2 委託内容の概要

離職者等の就職促進を図るため、国の緊急地域雇用創出特別交付金を財源とした基金を活用し、民間企業に離職者等を対象としたセミナーの開催を委託し、実施した。

再就職支援セミナーの目的

長引く不況の中、有効求人倍率も低水準で推移しており、民間企業におけるリストラや若年層におけるフリーターの増加など、厳しい雇用情勢が続いている。求職者の中には、自分の能力・適性を十分に把握していないがために、就職が決まらないというケースも多々あると想定されるため、本事業において、講義とカウンセリングを通じて受講者の職務経験の整理や適性の再発見を行い、早期就職の実現と定着率の向上を図る。

3 委託金額

平成 15 年度 **68,888** 千円

III 監査の結果

国の緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領の内に次の留意が記載されている。

- (4) 事業計画の策定及び事業の実施にあたっては、必要に応じ関係者の意見を聞くとともに、事業に新規雇用(就業を含む。以下同じ。)した労働者が当該事業における雇用・就業期間終

了後において、その事業での経験を生かして安定した雇用につながるよう留意するものとする。

石川県において、この国の特別基金を用いて、再就職支援セミナーを開催するため、プロポーザル方式による選定を経て決定した**2**社と業務委託契約を締結した。その業務委託契約の内に新規就業者に係る次の約定がある。

(委託業務における新規就業者)

第6条 乙は委託業務を実施するにあたって、業務に従事する者のうち**4分の3**以上の者については、新たに雇用する者(以下「新規就業者」という。)をもって充てるものとし、その就業期間は、**6**ヶ月未満でなければならない。また、その就業期間を更新することはできない。

業務委託契約を締結した業者 株式会社〇〇〇〇の雇用実績報告書に記載されている新規雇用の実績は次のとおりである。

氏名	勤務日数	氏名	勤務日数
〇〇〇〇	92 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	60 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	43 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	12 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	9 日	〇〇〇〇	83 日
〇〇〇〇	10 日	〇〇〇〇	99 日
〇〇〇〇	39 日	〇〇〇〇	55 日
〇〇〇〇	18 日	〇〇〇〇	58 日
〇〇〇〇	17 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	17 日	〇〇〇〇	41 日
〇〇〇〇	10 日	〇〇〇〇	8 日
〇〇〇〇	57 日	〇〇〇〇	4 日
〇〇〇〇	88 日	〇〇〇〇	11 日
〇〇〇〇	10 日	〇〇〇〇	3 日
〇〇〇〇	19 日	〇〇〇〇	2 日
〇〇〇〇	10 日	〇〇〇〇	2 日

勤務日数 2 日の者 2 名、3 日の者 6 名、4 日の者 1 名、を加えて、新規雇用者数 32 名 ÷ 全労働者数 42 名 = 76.19% である。

国の実施要領では、「事業に新規雇用した労働者が当該事業における雇用・就業期間終了後において、その事業での経験を生かして安定した雇用につながるよう留意するものとする。」となっているが、勤務日数が 2 日、3 日、4 日の者にはこのような留意は払われていない。

再就職支援セミナーを開催するため、プロポーザル方式によって 2 社を選定しているが、プロポーザル方式のために事前に業者が計画して申し込みを行った事業計画と、業務が完了した後の業務完了報告書は様式がまったく違い、プロポーザル方式で採用された内容の何が実施され、何が変更して実施されたのか、労働企画課がそれをどのように管理していたのか、比較して、業務完了報告書の審査を行った確証はない。新規雇用者の勤務日数は審査もれとなった例である。

契約締結後の業者の業務執行について、労働企画課の払うべき相当の注意が不足している。〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化したものである。

(指摘事項)

IV 意見

労働企画課の行った再就職支援セミナーの評価を次に記載しておく。

実施結果に対する評価

受講者 865 人のうち、323 人の受講者が就職しており、就職率は 37.3% となるなど、厳しい雇用情勢の中一定の成果があった。

再就職支援セミナー受講状況

平成 15 年度

	計画数	申込者数	受講者数 A	就職者数 B	就職率 B/A
金沢地区	720 人	794 人	556 人	216 人	38.8%
加賀地区	360 人	253 人	201 人	58 人	28.8%
能登地区	120 人	117 人	108 人	49 人	45.3%
合計	1,200 人	1,164 人	865 人	323 人	37.3%

I 対象委託料

工事委託料

II 委託概要

1 管理部課

農林水産部 農業基盤整備課

2 委託内容の概要

県営ほ場整備事業、矢田野台地地区農業用排水管鉄道横断工事委託

3 委託金額

平成 15 年度 122,582 千円

III 監査の結果

この工事は、〇〇〇〇株式会社（旧・公共企業体）に随意契約により委託して施行された。随意契約の理由は「工事施工場所が国や旧・公共企業体等の管理する施設に及ぶ場合、安全かつ工期内に適切に施行するため、当該施設管理者へ工事の施工を委託する。」という説明を受けた。

施工技術において、〇〇〇〇株式会社に工事を委託することについては指摘すべき事項はないが、この工事を委託するに先立つ、平成 11 年度に、この工事の実施設計業務を、〇〇〇〇株式会社が全額出資する子会社に指名競争入札を経て委託していることには指摘事項がある。この実施設計業務の内に、工法の比較検討のため概算工事費算出が含まれており、結果として〇〇〇〇株式会社の全額出資する子会社が行った概算工事費と、〇〇〇〇株式会社が施行した工事の積算工事費を突合して、おおむね一致したので工事費は妥当という結論で支払いを行っている。

〇〇〇〇株式会社の作成した有価証券報告書を調査したところ、この全額出資する子会社は、次のように記載されている。「主要な

事業 土木・建築等コンサルタント業」「関係内容 同社は、当社の土木・建築等の設計及びコンサルタント業務を行っております。役員の兼任 6名」。まさに、この全額出資する子会社は、〇〇〇〇株式会社と一体になって経営されている会社である。

平成 11 年度に行った実施設計業務から積算業務をはずし、積算業務についてはこの全額出資する子会社を加えないで指名競争入札するべきであった。工事委託は随意契約の理由の説明にあり、当初よりこの〇〇〇〇株式会社に発注することが予測されていた。これと同様の指摘事項が土木部道路建設課の工事委託料にある。〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化したものである。

(指摘事項)

IV 意見

土木部道路建設課の工事委託料の意見に記載したとおり、旧来より、鉄道事業者が工事を行う場合の費用について、明確にならない体質があった。

平成 16 年 7 月 1 日になり、ようやく国土交通省において、土木部道路建設課の工事委託料の意見に抜粋して記載した通知を発しているほどで、鉄道事業者が工事を行う場合の費用について、石川県担当者が苦慮していたことは記載しておく。

I 対象委託料

競馬運営業務委託料

II 委託概要

1 管理局課

競馬事業局 競馬総務課・競馬業務課

2 委託内容の概要

競馬運営業務委託料の中には、競馬開催業務に係わる **13** 件の委託契約がある。

その内容は、競走馬の発走業務、レースの実況放送、レース展望の解説業務、競走馬の着順写真判定及びレースの撮影業務、レース実況の場内テレビへの放送やオッズ(予想配当率)の表示業務、レース出走馬を本馬場誘導、ファンサービスのポニーの乗馬や飼育管理業務、勝馬投票券購入促進のためのファンに対する情報提供(ハロンタイム計測業務)、冬期間の気象状況により馬場状態が競馬開催に影響するので競馬場周辺の局地的な気象情報の把握業務、競馬事業局の公用車の運行管理業務、場外発売時の現金輸送と現金整理業務、場外発売時の場内及び大型映像装置への映像放映業務などである。

3 委託金額

平成 **15** 年度 **155,671** 千円

III 監査の結果

この委託料の内に、着順写真及び競走カラービデオ撮影等の着順写真撮影等業務委託料 **70,602** 千円が含まれており、株式会社〇〇〇社と随意契約により、業務委託を行っている。

随意契約理由は次のように説明を受けた。

委託内容は、競走の着順判定用写真撮影、競走中のビデオパ

トロール撮影等業務上の特殊性が強く、受託業者も限られている。

「株式会社〇〇〇〇」は着順位写真判定撮影機において特許（〇〇フォトチャート）を持ち、全国 **22** 場の地方競馬及び中央競馬会（JRA）が有する全競馬場（**10** 場）で業務を実施しており、事業内容も充実している。

また、同社は、金沢競馬場において、昭和 **28** 年から委託業務に従事しており、金沢競馬場の業務に精通し、契約を誠実に遂行しており、信頼して委託できる。

よって、同社と随意契約したい。

株式会社〇〇〇〇は昭和 **28** 年から金沢競馬場において委託業務に従事しており、着順位写真判定撮影機において特許をもつ、他の競馬場において豊富な実績を持つ、という理由から長期にわたり唯一の業者として随意契約により委託している。包括外部監査においてインターネットを利用して調査したところ、××××株式会社は競輪場、競艇場、オートレースに豊富な実績をもち、かつ、いくつかの地方競馬場においても、同様の委託に実績をもつことが判明した。××××株式会社の存在が金沢競馬場においてまったく認識されていないことは問題として提起する。業務の特殊性及び高額の機器を使用していることから毎年の見積合せは適切とは思われないが、存在すら認識されていないことは問題である。委託業務内容及び業者について、過去の慣習にとらわれることなく、広い視野から検討が必要である。

（指摘事項）

注 〇〇〇〇、〇〇又は××××は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化して表示したものである。

IV 意見

競馬場運營業務委託料には **13** 件の委託契約があるが、このうち **4** 件について株式会社〇〇〇〇と随意契約を行っており、平成 **15** 年度委託料の **72%** の多額である。毎年の見積合せは適切とは思われないが、このうちの **1** 件、又は一部分を切り離して作った **1** 件について、××××株式会社の参入を認めることが、適切な競争を促進する意味で意義があると思われる。特定した相手と対前年比較で減額交渉しているのみでは限界がある。

I 対象委託料

警備委託料

II 委託概要

1 管理局課

競馬事業局 競馬総務課

2 委託内容の概要

金沢競馬の警備委託料には、場内警備委託ときゅう舎地区警備委託がある。

場内警備は、ファン、場内営業許可業者及び競馬関係者の出入りを厳重にチェックするほか、開催中は場内の秩序維持・ファンの苦情処理や指導・現金輸送警備・競馬関係者の安全確保並びに夜間における競馬妨害工作の防止を図ることを目的とした業務である。

きゅう舎警備は、競馬の公正確保のため、外部からきゅう舎地区への出入りを厳重にチェックするほか、きゅう舎関係者及び競走馬の出入りチェックや秩序の維持及び火災・浸水被害の予防、馬運動に障害のある異物の発見・処理等を目的とした業務である。

3 委託金額

平成 15 年度 **66,612** 千円

III 監査の結果

委託の内容は、競馬場の場内警備委託と、きゅう舎地区警備委託とからなっており、それぞれ〇〇〇〇株式会社、××××株式会社と随意契約により委託している。(〇〇〇〇、××××は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化したものである。)

随意契約理由の説明

競馬場の場内警備は、ファン、業者及び競馬関係者の出入りを厳重にチェックするほか、開催中は場内の秩序維持やファン及び競馬関係者の安全並びに夜間における妨害工作の防止を図ることを目的としている。

- (1) ファンの心理状態を機敏につかみ、ただちに保安上の対応をしなければならず、特に苦情処理では、適切かつ迅速な対応が要求される（短時間で処理しないと収拾がつかなくなり、勝負に関係なく騒動に発展する恐れがある。）。

また、金沢東警察署から派遣の刑事、警官と密接な連携をとり、スリの発見や不審者の追跡業務を支援するという警察官的任務や現金輸送警備もあるため、競馬場という特殊な業務の熟知及び豊富な経験が必要とされる。

- (2) 競馬場は多数の警備員を必要とし、これらを派遣できる業者は、県内では最大手の〇〇〇〇株式会社以外にない。

- (3) 同社は過去において競馬場警備で騒動の発生がなく、誠実に契約を履行しており、信頼できる。

特に、騒動の発生は、競馬事業そのものの存続にも影響する重大な問題であり、警備能力が確認できない業者には絶対に発注できない。

以上により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、〇〇〇〇株式会社と随意契約したい。

きゅう舎警備は、外部の人の出入りを厳重にチェックするほか、きゅう舎関係者及び馬の出入りもチェックしなければならない。

そのためには、下記の条件が必要である。

- 1 きゅう舎関係者をすべて混乱なく、識別確認できること。
- 2 馬の取扱いが巧みで、各馬の性質を十分理解していること。
- 3 競馬場警備に必要なノウハウを十分蓄積した警備員が

多数いること。

上記条件を満たすのは、従来からきゅう舎警備と発走業務を担当し、専任警備員を多数養成している××××株式会社のみである。

同社は、過去数年来トラブルもなく、誠実に契約を履行しており、信頼して委託できる。

以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、××××株式会社と随意契約したい。

現在の金沢競馬場に移転を行った1973年（昭和48年）以前より、競馬場の場内警備は〇〇〇〇株式会社に随意契約により委託、きゅう舎地区の警備は××××株式会社に随意契約により委託を行っている。それぞれいつから随意契約により委託を行っているかは資料が古くなり判然としない。1973年よりと仮定しても30年以上随意契約により委託を行っている。説明を受けた随意契約理由を検討しても、唯一である決定的な根拠はない。過去の延長の思考から随意契約理由を根拠づけており適格ではない。ただし、知識、経験、信頼といった要素も大切な業務であるため毎年の指名競争入札は適切とは思われないが、30年以上の長期にわたって競争状態になく、かつ予定もされていないのは適格ではない。3年～5年の中期に指名競争入札による競争状態を作り、かつその機会を得て、高度に発達している電子機器の使用を検討し業務内容を刷新し、合理化していく努力が必要である。

（指摘事項）

IV 意見

その他特に記載すべき事項はない。

I 対象委託料

工事委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 道路建設課

2 委託内容の概要

森本跨線橋架替工事委託ほか **9** 件

3 委託金額

平成 15 年度 **1,100,000** 千円

III 監査の結果

この工事委託の内に、〇〇〇〇株式会社（旧・公共企業体）に随意契約により委託した工事が 3 件含まれている。森本跨線橋架替工事委託 **318,386** 千円、敷浪跨線橋架替工事委託 **155,513** 千円、久江踏切拡幅工事委託 **107,876** 千円（改訂後）である。随意契約の理由は「鉄道を跨ぐ橋梁または踏切部分の工事において、安全な鉄道の運行を確保するため保安管理や軌道管理などが必要であり、管理者である〇〇〇〇株式会社金沢支社以外の者では施工が困難であるため、地方自治法施行令第 **167** 条の 2 第 **1** 項 **2** 号により随意契約で〇〇〇〇株式会社金沢支社に工事を委託している。」という説明を受けた。

施工技術において、この **3** 件を〇〇〇〇株式会社に随意契約により工事委託したことには指摘すべき事項はないが、検討を必要とするのは、この **3** 件の設計業務の委託である。森本跨線橋架替工事の設計業務については平成 **11** 年度に、久江踏切拡幅工事の設計業務については平成 **13** 年度にこの〇〇〇〇株式会社が全額出資する子会社に指名競争入札を経て委託している。この設計業務の内に概算工事費算出業務が含まれていた。なお、敷浪跨線橋架

替工事の設計業務は、まったく違った他の業者に委託している。

県は、工事委託先の〇〇〇〇株式会社が金額の詳細な内訳を提出しないことから、森本跨線橋架替工事及び久江踏切拡幅工事に関して、〇〇〇〇株式会社が全額出資する子会社が行った概算工事費について県の基準を参考に、〇〇〇〇株式会社が提出した工事費を検討し、概ね同額の金額であったので妥当と判断し支払いを行っている。

〇〇〇〇株式会社の作成した有価証券報告書を調査したところ、この全額出資する子会社は、次のように記載されている。「主要な事業 土木・建築等コンサルタント業」「関係内容 同社は、当社の土木・建築等の設計及びコンサルタント業務等を行っております。役員の兼任 6名」。まさに、この全額出資する子会社は、〇〇〇〇株式会社と一体になって経営されている会社である。

工事委託は随意契約の理由の説明にあるとおり、当初よりこの〇〇〇〇株式会社に発注することが予測されていたことから、設計業務から概算工事費算出業務を除外し、概算工事費算出業務は全額出資する子会社を参加させない指名競争入札で委託するべきであった。これと同様の指摘事項が農林水産部農業基盤整備課の工事委託料にある。〇〇〇〇は石川県包括外部監査人が実名に代えて記号化したものである。

(指摘事項)

IV 意見

旧来より、鉄道事業者が工事を行う場合の費用について、明確にならない体質があった。このことについて平成 16 年 7 月 1 日付で国土交通省 各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局の部長宛に国土交通省 都市・地域整備局、河川局、道路局の課長より「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」と題する通知が発せられている。その内容の要旨は「鉄道事業者との協定に基づく工事を行う場合は、工事等の内容及び費用等について十分に協議、把握することとし、公共事業の実施主体として、当該工事の内容及び費用等に関しての透明性を確保されたい。」というものである。

平成 16 年 7 月 1 日になり、ようやく国土交通省においてこのような通知を発しているほどで、鉄道事業者が工事を行う場合の

費用について、石川県担当者が苦慮していたことは記載しておく。

I 対象委託料

街路樹等管理委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 道路整備課

2 委託内容の概要

県管理道路の街路樹等管理業務委託であり、業務内容は、街路樹の樹木剪定、樹木刈込、樹木施肥、芝生刈込、病虫害防除、樹木地の除草及び清掃、雪吊りの設置・撤去、樹木の養生見回り等である。

3 委託金額

平成 15 年度 145,100 千円

III 監査の結果

街路樹等管理委託は、南加賀、石川、県央、中能登の各土木事務所において、主に指名競争入札により、指名競争入札に適さないものは見積合せの方法によって業者を決定し委託している。

この内、県央土木総合事務所において委託したものは、街路樹管理業務委託（1工区）～（16工区）、及び、街路樹等管理業務委託（雪吊工事）（1工区）～（16工区）、の合計 32 工区（指名競争入札 25 工区、見積合せ 7 工区）である。この 32 工区の平成 11 年度から平成 15 年度の 5 ヶ年間の指名競争入札落札業者、又は見積合せによる決定業者を検討すると、同一工区の同一委託については、毎年度ほとんど同一の業者が落札又は決定している。このことに関して、指名競争入札の行われている委託について、指名業者を一覧表に羅列すると、同一工区の同一委託については、毎年度ほとんど同一の 8 業者が指名されている。指名業者の入替が行われている例には、業者の破綻による退出と、それに伴う新

しい業者の加入の場合がある。このことを総合すると、毎年指名されたほぼ同一の **8** 業者によって競争入札が行われ、毎年ほぼ同一業者が落札するということである。落札業者は入札価額に最低価額を入れた業者であるとしても、これだけ激しく変動する経済社会にあって、指名競争入札の **25** 工区において毎年ほぼ同一の **8** 業者が指名され変更がほとんどないということは監査対象とする。

指名業者は、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱の規程により、指名審査委員会の審議を経て決定されることとなっている。平成 **15** 年度街路樹等管理委託指名審査委員会について、開催日時、場所、出席者名、欠席者名、これらのことを記載した会議録の提出を求めたところ「会議録はない。」という返答であった。(参考に記載するが、教育委員会スポーツ健康課の総合スポーツセンター(仮称)基本設計等委託の監査においては、必要と認め提出を求めたところ、1日時 2出席者 3内容 4結果 5その他 の記載された指名審査委員会会議録が提示された。ただし、出席委員の捺印はない。)

会議録に代えて、担当課長の指名業者決定日、指名審査委員会開催日、指名業者決定日、入札日のスケジュールの説明、及び指名審査委員会開催場所、委員に欠席者は無かったことの説明はあった。また指名競争入札の全工区について、指名業者伺として **8** 業者の記名、及び委員 **15** 名の捺印のある書類は提示された。

問題を提起する。指名審査委員会の会議録はないという返答は、指名審査委員会が開催された確証が得られないことである。指名者伺に委員 **15** 名の捺印は委員会を開催しなくとも稟議によって行うことができる。稟議をもって委員会の審議に代えることはできない。委員の **15** 名は、所長、事務次長、総括技術次長、技術次長、担当参事、工事管理担当次長 **2** 名、庶務課長、用地課長、維持管理課長、道路建設課長、外環状道路建設課長、河川砂防課長、都市施設課長、建築課長で全員が内部者である。

次に担当課長に対して、指名審査委員会の審議のために提出された参考資料について説明を求めたところ、「審議のために提出された参考資料はない。」という返答であった。監査を継続する必要があるため、経営審査結果、本店所在地及びランクの記入された平成 **15** 年度造園工事業者 **95** 名の記載された名簿の提出を求め、この

名簿が指名審査委員会の審議に参考資料として提出されていないのかという質問を行ったところ、「提出されていない。」という返答であった。最も基本的な資料と思われる名簿すら提出されない審議では、実質のない形骸化された審議であると判断せざるを得ない。

担当課長の指名業者決定を指名審査委員会で審議するという方法で行われているため、担当課長の決定はどこに基準の重点を置いて決定しているのかとの質問に対しては、「工事現場に近いところに事業所を所有する業者を優先して決定している。」という説明であった。石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第4条（指名に当たっての留意事項）には、当該工事に対する地理的条件は指名に当たっての留意事項となっている。地理的条件を優先して考慮するとして、工事現場と業者の事業所を地図上に位置付けて説明しても8業者を確定的に決定することにはならない。近くても指名されていなかったり、離れていても指名されている例もある。地理的条件は指名に当たっての留意事項の1つであって、幅広い留意事項を総合的に判断し、発注を合理化させるための競争を促進するという視点からは、毎年同じ業者を固定的に指名するという事にはならない。

南加賀、石川、中能登の各土木事務所における指名業者も、ほぼ毎年固定している。

ここに記載した事項の要点、及び加えて記載する事項は次のとおりである。

1. 県央土木総合事務所における、平成15年度街路樹等管理委託の指名審査委員会の会議録がなく、開催されたという確証が得られない。開催されていたとしても、参考資料の提出されない形骸化した審議であった。

(指摘事項)

2. 石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第7条に指名審査委員会を規定しているが、会議録の作成を義務付ける文言がない。会議録を作成し、出席した委員の捺印を義務付けるように要綱を改正する。

(指摘事項)

3. 激変する経済社会にあって、過去と同じ競争を繰り返していることの意義は小さく、幅広い留意事項を総合的に判断し、発注を合理化させるための競争を促進するという視点からは、毎年同じ業者を固定的に指名することにはならない。

(指摘事項)

4. 石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱の第4条(指名に当たっての留意事項)に発注を合理化させるための競争を促進し、毎年同じ業者を固定的に指名することを避けるため、「競争の促進」を加える。

(指摘事項)

石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

(指名に当たっての留意事項)

第4条 指名競争入札に参加するものを指名するに当たっては、次に掲げる事項について得に留意しなければならない。

- (1) 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事の成績
- (5) 工事施工能力
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 手持の工事の状況等
- (8) 当該工事の施工に当たっての技術的適性
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(指名審査委員会)

第7条 建設工事を主管する部（局）長は、建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、指名審査委員会を設けるものとする。

2 前項の指名審査委員会は、建設工事を主管する部（局）長、関係課長等をもって構成するものとする。

3 前項の事務について必要な事項は、建設工事を主管する部（局）長、が別に定めるものとする。

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（街路樹管理）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
1 工区	A	A	A	A	A
	B	B	B	B	B
	○ C	○ C	○ C	○ C	○ C
	D	E	E	E	E
	E	F	G	G	H
	F	G	H	H	I
	G	H	I	I	J
	H	I	J	J	K

2 工区	A	C	B	B	B
	B	○ D	C	C	C
	○ D	E	○ D	○ D	○ D
	E	F	E	E	E
	F	G	G	H	H
	G	M	N	G	K
	H	N	L	N	N
	L	L	O	O	O

3 工区	B	B	B	B	B
	○ E	○ E	○ E	○ E	○ E
	J	J	J	H	H
	L	L	L	J	J
	P	P	P	P	P
	Q	Q	Q	Q	Q
	R	R	R	R	R
	S	S	S	S	S

4 工区	J	L	L	D	D
	L	P	P	P	P
	P	T	T	T	T
	T	R	R	R	R
	R	○ U	○ U	○ U	○ U
	○ U	V	V	V	V
	V	W	W	W	W
	W	X	X	X	X

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（街路樹管理）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
5 工区	G	M	M	M	M
	I	○ R	○ R	○ R	○ R
	T	U	U	U	U
	○ R	Y	Y	Y	Y
	V	AA	AA	AA	AA
	W	BB	BB	BB	BB
	Y	CC	CC	CC	CC
	Z	DD	DD	DD	DD

6 工区	Y	W	W	W	W
	AA	AA	AA	AA	AA
	BB	BB	BB	BB	BB
	CC	○ EE	○ EE	○ EE	○ EE
	○ EE	FF	FF	FF	FF
	FF	GG	GG	GG	GG
	GG	HH	HH	HH	HH
	HH	II	II	II	II

7 工区	T	N	N	N	N
	U	T	T	T	T
	V	V	V	V	V
	○ X	○ X	○ X	○ X	○ X
	AA	AA	AA	AA	AA
	CC	EE	EE	EE	EE
	EE	HH	HH	HH	HH
	HH	II	II	II	II

8 工区	D	I	I	I	I
	I	Q	Q	Q	Q
	Q	S	S	S	S
	S	U	U	U	U
	U	○ Y	○ Y	○ Y	○ Y
	○ Y	Z	Z	Z	Z
	Z	FF	FF	FF	FF
	FF	HH	HH	HH	HH

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（街路樹管理）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
9 工区	A	A	A	A	A
	C	○ G	○ G	○ G	J
	D	L	L	J	K
	E	Q	Q	Q	Q
	F	S	S	S	S
	○ G	F F	F F	F F	○ F F
	N	G G	G G	G G	G G
	F F	X	X	X	X

10 工区	F	R	R	R	R
	N	C C	C C	C C	C C
	R	K K	K K	K K	K K
	K K	○ L L	○ L L	○ L L	○ L L
	○ L L	M M	M M	M M	M M
	M M	N N	N N	N N	N N
	N N	O O	O O	O O	O O
	O O	P P	P P	P P	P P

11 工区	I	I	I	I	I
	○ P	○ P	○ P	○ P	○ P
	S	S	S	S	S
	T	T	T	T	T
	Q	Q	Q	Q	Q
	X	H	H	H	H
	H	V	V	V	V
	W	W	W	W	W

12 工区	K	K	K	K	K
	○ M M	○ M M	C C	C C	C C
	N N	N N	○ M M	○ M M	○ M M
	L L	L L	N N	N N	N N
	Q Q	Q Q	L L	L L	L L
	R R	R R	Q Q	Q Q	Q Q
	S S	S S	R R	R R	R R
	T T	T T	S S	S S	S S

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（街路樹管理）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
13 工区	B B	B B	B B	B B	B B
	D D	D D	D D	D D	D D
	KK	KK	KK	KK	KK
	L L	L L	L L	L L	L L
	○ O O	M M	M M	M M	M M
	R R	○ O O	○ O O	○ O O	○ O O
	S S	R R	R R	R R	R R
	T T	S S	S S	S S	S S

14 工区	K	B B	B B	B B	B B
	B B	D D	D D	D D	D D
	D D	J J	J J	J J	J J
	J J	○ N N	○ N N	○ N N	○ N N
	K K	P P	P P	P P	P P
	L L	R R	R R	R R	R R
	○ N N	V V	V V	V V	V V
	O O	W W	W W	W W	W W

15 工区	C C	J J	J J	J J	J J
	○ R R	K K	K K	K K	K K
	S S	M M	M M	M M	M M
		N N	N N	N N	N N
		O O	O O	O O	O O
		○ R R	○ R R	○ R R	○ R R
		S S	S S	S S	S S
		V V	V V	V V	V V

16 工区	P P	DD	DD	DD	DD
	S S	P P	P P	P P	S S
	○ C C	M M	M M	M M	○ C C
		R R	R R	R R	
		S S	S S	S S	
		○ C C	○ C C	○ C C	
		V V	V V	V V	
		W W	W W	W W	

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（雪吊工事）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
1 工区	A	A	A	A	A
	B	B	B	B	B
	○ C	○ C	○ C	○ C	○ C
	E	E	E	E	E
	F	G	G	H	H
	G	H	H	I	I
	H	I	I	J	J
	I	XX	J	YY	K

2 工区	C	C	B	B	B
	F	G	C	C	C
	G	M	G	○ D	○ D
	M	○ D	M	E	E
	○ D	E	○ D	M	M
	E	N	E	N	N
	N	L	N	H	H
	L	XX	L	YY	K

3 工区	B	B	B	B	B
	○ E	○ E	○ E	○ E	○ E
	P	P	J	H	H
			L	J	J
			P	P	P
			Q	Q	Q
			R	R	R
			S	S	S

4 工区	L	L	L	D	D
	P	P	P	P	○ U
	R	R	R	R	X
	T	T	T	T	
	○ U	○ U	○ U	○ U	
	V	V	V	V	
	X	X	X	X	
	W	W	W	W	

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（雪吊工事）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
5 工区	O	O	O	O	O
	R	R	R	R	R
	U	U	U	U	U
	Y	Y	Y	Y	Y
	AA	AA	AA	AA	AA
	BB	BB	BB	BB	BB
	CC	CC	CC	CC	CC
	○ DD				

6 工区	W	W	W	W	W
	AA	AA	AA	AA	AA
	BB	BB	BB	BB	BB
	○ EE				
	FF	FF	FF	FF	FF
	GG	GG	GG	GG	GG
	HH	HH	HH	HH	HH
	II	II	II	II	II

7 工区	N	N	N	N	N
	T	T	T	T	T
	V	V	V	V	V
	○ X	○ X	○ X	○ X	○ X
	AA	AA	AA	AA	AA
	EE	EE	EE	EE	EE
	HH	HH	HH	HH	HH
	II	II	II	II	II

8 工区	I	I	I	I	I
	Q	Q	Q	Q	Q
	S	S	S	S	S
	U	U	U	U	U
	Z	Z	Z	Z	Z
	○ Y	○ Y	○ Y	○ Y	○ Y
	FF	FF	FF	FF	FF
	HH	HH	HH	HH	HH

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（雪吊工事）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
9 工区	A	A	A	○ A	○ A
	L	L	L	J	FF
	○ G	○ G	○ G	S	GG
	S	S	S	Q	
	Q	Q	Q	X	
	X	X	X	FF	
	FF	FF	FF	GG	
	GG	GG	GG	YY	

10 工区	R	R	R	R	R
	CC	CC	CC	CC	CC
	KK	KK	KK	KK	KK
	○ LL				
	PP	PP	PP	PP	PP
	MM	MM	MM	MM	MM
	NN	OO	NN	NN	NN
	OO	YY	OO	OO	OO

11 工区	H	H	H	H	H
	I	I	I	I	I
	○ P	○ P	○ P	○ P	○ P
	Q	Q	Q	Q	Q
	S	S	S	S	S
	T	T	T	T	T
	V	V	V	V	V
	W	W	W	W	W

12 工区	LL	LL	LL	LL	LL
	RR	RR	RR	RR	RR
	○ MM				

県央土木総合事務所における街路樹等管理委託指名業者（雪吊工事）

工区名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
13 工区	DD	DD	CC	DD	DD
	KK	KK	DD	MM	SS
	○ OO	○ OO	KK	○ OO	○ OO
			LL		
			MM		
			○ OO		
			RR		
		SS			

14 工区	BB	BB	BB	BB	BB
	DD	DD	DD	DD	DD
	JJ	JJ	JJ	JJ	JJ
	○ NN				
	PP	PP	PP	PP	PP
	RR	RR	RR	RR	RR
	VV	VV	VV	VV	VV
	UU	UU	WW	WW	WW

15 工区	JJ	JJ	JJ	JJ	JJ
	KK	KK	KK	KK	KK
	MM	MM	MM	MM	○ RR
	NN	NN	NN	NN	
	OO	OO	OO	OO	
	○ RR	○ RR	○ RR	○ RR	
	SS	SS	SS	SS	
	VV	VV	VV	VV	

16 工区	○ CC				
	PP	PP	DD	DD	DD
	SS	SS	MM	MM	SS
			PP	PP	
			RR	RR	
			SS	SS	
			VV	VV	
			WW	WW	

A、B、C、・・・・・・・・、AA、BB、CC、・・・・・・・・の同一記号は同一業者を表示し、○印は落札業者である。**8**業者が記載されている工区は指名競争入札、**3**業者が記載されている工区は見積合せである。

I 対象委託料

調査設計委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 砂防課

2 委託内容の概要

通常砂防事業は、砂防法に基づき、水源山地や溪流において、国土交通大臣の指定した土地（砂防指定地）に、土石流災害防止のため、砂防堰堤等砂防工事を実施し、国土の保全・民生の安定を図る事業である。この内、調査設計委託料に係る委託が対象となっている。

3 委託金額

平成 15 年度 785,000 千円

III 監査の結果

調査設計委託料の内に、駿馬川通常砂防工事（設計）業務委託（その2）があり、この業務を（社）石川県建設技術センターと1者随意契約により委託し、1,470 千円を業務委託料として支払っている。

（社）石川県建設技術センターへの業務委託に関して次に記載する、「部内各課（廊）長」宛に土木部長が発した、「土木事業にかかる測量業務等を「社団法人石川県建設技術センター」へ委託する場合の取扱いについて」（監 発 第 153 号 昭和 50 年 7 月 4 日。）（以下「土木部長通知」と略す。）という通知がある。

この土木部長通知を検討すると、随意契約を締結する理由が地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のどの号の適用なのか、よく判らないこととなった。「7 見積合せについては、省略してさしつかえない。」とは、他に委託

できる適格な業者が存在しても無視して社団法人石川県建設技術センターと随意契約をするという意味か。「2 委託契約を締結する方法は、予定価格が 100 万円以下の場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を該当させ、予定価格が 100 万円を超える場合、同上第 1 項第 2 号の規定を該当させ次の理由により、随意契約とする。ただし、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号以外の規定により随意契約とすることが適当な場合は、それによること。」この文言はどのように解釈すれば良いのか、随意契約する理由が見つからなければ第 2 号に該当するということにして随意契約を締結せよということか。

判然としない議論のまま、土木部長から土木部の見解として提出のあった文書は後載する（監 第 2189 号 平成 16 年 12 月 14 日）（以下、土木部長の回答文書と略する。）。

土木部長の回答文書は、石川県包括外部監査人に説明のために作成されたものであり、土木部長通知は昭和 50 年 7 月に発せられて以来、若干の改正が行われたが土木部の中において、特段の解説する文書が発せられることもなく、それはそれで存在していたことを記載しておく。教育委員会スポーツ健康課及び庶務課が土木部長通知と同様の理由を根拠に社団法人石川県建設技術センターと随意契約により委託している事例がある。教育委員会の委託は、それぞれの委託料のところで検討する。

土木部長の回答文書には疑問がある。「次に掲げる業務については、社団法人建設技術センターのほかに請け負える者が存在しないため、当センターと随意に契約することとしています。」ということが土木部長通知の中から読み取れない。また、土木部長通知の「7 見積合せについては、省略してさしつかえない。」とはどのように結びつくのか。ほかに請け負える者が存在しないのであれば、見積合せの省略を記載しなくても、そもそも見積合せは出来ないはずである。また、土木部長通知は、「部内各課（廊）長」宛に発せられているが、土木部長の回答文書は「③技術職員を配置していない他部局や市町村において、事業の一元的な監理を必要とする場合」としているが、他部局や市町村は土木部長とどのように位置付ければよいのか、土木部長の職務権限は他部局や市町村に及ぶのか、とりわけ市町村にはどのような方法で通知したのか。これらのことについて土木部長の回答文書は判然としない部分がある。地方自治法との整合性を説明するために努力により作成された文書と言わざるを得ない。

土木部長通知の真意は、社団法人石川県建設技術センターは石川県行政の一部であるとみなして委託は地方自治法第 **234** 条第 **2** 項の適用のない契約であると考えているのであろうか、そのような考えは適法なのだろうか、疑問を提起する。時間の制限があり、この監査対象委託料は終了せざるを得ない。文面通り読む限り土木部長通知は地方自治法施行令第 **167** 条の **2** 第 **1** 項各号の適用はない。

(指摘事項)

なお、駿馬川通常砂防工事(設計)業務委託(その **2**)は、社団法人石川県建設技術センターと随意契約する理由として「積算業務である本業務は、秘密保持が必要な県の積算単価を含むことから、「秘密にする必要のある地方公共団体の行為」であり、地方自治法施行令第 **167** 条の **2** 第 **1** 項第 **2** 号の規定による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであること。」という説明があった。

社団法人石川県建設技術センターは次に記載する設立趣旨により石川県が主体となって設立した公益法人であり、現在の職員 **12** 名の内、理事長を含む **9** 名が石川県よりの派遣職員、**1** 名が石川県退職職員、**2** 名がプロパー職員であり、高額の報酬を得る職員はなく、また利益を配分する団体ではないことを記載しておく。

社団法人石川県建設技術センター設立趣旨書

地方公共団体における建設事業の執行体制の現状に鑑み、建設事業の円滑かつ能率的な促進に資するため、技術技能の研修並びに広報活動と併せて建設工事の設計、調査、研究等を行い、県内の建設事業の振興発展に寄与するため、社団法人石川県建設技術センターを設立するものである。

監 発 第 153 号

昭和 50 年 7 月 4 日

改正 監 発 第 220 号

昭和 61 年 9 月 29 日

部 内 各 課 (廨) 長 殿

土 木 部 長

土木事業にかかる測量業務等を「社団法人石川県建設技術センター」へ委託する場合の取扱いについて

測量及び設計業務を「社団法人石川県建設技術センター」へ委託する場合の取り扱いを下記のとおり定めたから通知する。

記

- 1 土木事業にかかる測量及び設計業務を「社団法人石川県建設技術センター」(以下「技術センター」という。)へ委託するときは、委託契約を締結するものとする。
- 2 委託契約を締結する方法は、予定価格が **100** 万円以下の場合、地方自治法施行令第 **167** 条の 2 第 1 項第 **1** 号の規定を該当させ、予定価格が **100** 万円を超える場合、同条第 **1** 項第 **2** 号の規定を該当させ次の理由により、随意契約とする。

ただし、同条第 **1** 項第 **1** 号又は第 **2** 号以外の規定により随意契約とすることが適当な場合は、それによること。

理 由

- ア 技術センターは、石川県土木公共事業の能率的執行をはかることを目的として発足し、県及び町村と表裏一体の関係に立って設計に必要な調査及び測量並びに設計及びその積算にわたる業務を受託し、公共事業の推進に寄与していく公益法人であること。
- イ 技術センターは、県職員及び県を退職した職員が業務処理に当たっているため、意志の疎通が充分はかられ、精度の高い測量等が期待できる。
- ウ 公益法人であるから秘密の保持がはかれる。
- 3 契約書は別紙(1)を標準とするものとする。
- 4 委託料の積算方法は、別紙(2)を標準とするものとする。
- 5 予算の取扱いについては、別紙(3)によるものとする。
- 6 契約保証金については、財務規則第 **136** 条第 **1** 項第 **10** 号により免除するものとする。
- 7 見積合せについては、省略してさしつかえない。
- 8 成果物には県の用紙を使用させないものとする。ただし、委託者の事情により県の用紙を使用させる場合は、仕様書にその旨を明記すること。
- 9 成果物は **2** 部以上作成させるとともに検収成果物と事業執行設計図書とを混合して利用しないようにすること。

監 第 2189 号

平成 16 年 12 月 14 日

石川県包括外部監査人

杉本 榮策 様

石川県土木部長 印

「土木事業にかかる測量業務等を「社団法人石川県建設技術センター」へ委託する場合の取扱いについて」(昭和 50 年 7 月 4 日付け監発 153 号、昭和 61 年 9 月 29 日一部改正 土木部長通知)について

本通知につきまして、

- ・「特定の団体の利益や維持を図る目的に発行された文書は認められない。」
 - ・「地方自治法に定めのない理由により、随意契約の締結を促進していた。」
- とのご指摘について、土木部の見解は次のとおりです。

記

- ・測量、設計、調査業務については、通常の場合は請け負える業者が多数存在するため、競争入札により業者選定を行っています。
 - ・しかしながら、次に掲げる業務については、社団法人建設技術センターのほかに請け負える者が存在しないため、当センターと随意に契約することとしています。
- ① 災害等の場合の緊急性のある業務
 - ② 積算業務と密接に関連する業務
 - ③ 技術職員を配置していない他部局や市町村において、事業の一元的な監理を必要とする場合
 - ④ 過年度からのデータ蓄積があることなど現場に精通していることが必要な場合
- ・本通知は、上記に関して社団法人建設技術センターと随意契約する場合の事務的な取扱いを統一化するためのものであり、当センターへの随意契約を促進するものではありません。

最終版

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

工事委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 都市計画課

2 委託内容の概要

委託内容は、街路の電線類地中化のために実施された、「電線類地中化における要請者方式に関する基本協定書」に基づく電気通信用管路埋設のための設計及び工事である

3 委託金額

平成 15 年度 114,046 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

随意契約をする理由として受けた説明は次のとおりである。

随意契約をする理由

石川県と各電線管理者とが締結した、電線類地中化における要請者負担方式に関する協定書第 5 条に基づいての施行となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、各電線管理者と随意契約を締結することとする。

この電線類地中化における要請者負担方式に関する協定書の第 8 条に電線類管理者の利益を含まないとする規定がある。
(費用負担区分)

第 8 条 電線類地中化に関する費用負担は、以下の各号のとおりとする。

(1) 路設備の建設工事に要する費用（以下「管路工事委託費」という。）は、甲の負担とする。ただし、乙の利益は含まない。

(2) 架空配電線等の撤去および電線類の新設等の移転工事に要する費用（以下「物件移転補償費」という。）は、甲の負担とする。ただし、乙の利益は含まない。

2 前項に定める費用は、管路設備建設工事費、物件移転工事費並びに事務費とし、以下の各号のとおりとする。

(1) 管路工事委託費は、管路設備建設工事費および事務費とする。

(2) 物件移転補償費は、物件移転工事費および事務費とする。

(3) 管路設備建設工事費および物件移転工事費とは、建設工事および移転工事の施工に要する費用をいう。

(4) 事務費とは、地中化工事に直接必要な調査・計画・設計・積算・工事雑費・職員費・旅費・交通費等をいう。

(5) 事務費は、国土交通省の「道路整備特別会計における附帯工事の事務取扱要領」(S54.3.1 道総発第 53 号)により算定した額以内とする。

(6) 地下化工事の施工に伴う支障物件移設費は、甲の負担とする。

注、甲は石川県、乙は電線類管理者である。（石川県包括外部監査人）

電線類管理者の利益を含まない委託であることを調査するため、輪島市河井町において施工された工事委託をサンプルとして調査を行った。工事は電線類管理者により、指名競争入札の方法により、さらに工事施工業者に委託して行われた。

これらのことを調査した結果、特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

維持管理委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 下水道課

2 委託内容の概要

維持管理委託は、財団法人石川県下水道公社への流域下水道施設の維持管理業務委託、及び金沢市への汚泥共同処理施設の維持管理業務委託からなっており、それぞれの概要は次のとおりである。

1) 財団法人石川県下水道公社への流域下水道施設の維持管理業務委託契約

石川県が設置する、加賀沿岸流域下水道(梯川処理区、大聖寺川処理区)及び犀川左岸流域下水道(犀川左岸処理区)の**3**処理区の、処理場・幹線管渠設備の維持管理業務を一括委託している。

委託先は、財団法人石川県下水道公社である。同公社は、主に流域下水道の維持管理業務を専門的に行う目的で、石川県及び関係市町村の出捐により設立された公益法人である。

この施設の維持管理業務についての管理委託先は、石川県流域下水道条例により財団法人石川県下水道公社に委託することが定められており、これによって、供用開始当初より同公社に維持管理業務を委託している。

委託業務の内容については、処理場、幹線管渠及びポンプ場施設の維持管理全般で、運転監視、設備の点検、維持補修、発生汚泥の処分等の業務である。

2) 金沢市への汚泥共同処理施設の維持管理業務委託契約

犀川左岸流域下水道から発生する汚泥を、金沢市の公共下水道と共同で処理するため、金沢市と共同で建設した汚泥焼却施設の維持管理業務の石川県の持ち分を金沢市に委託している。

この施設は、金沢市の公共下水道の処理場の一つの城北水質管理センター（金沢市浅野本町）敷地内に設置されている。

平成 12 年度から稼動しており、その維持管理業務については、施設の実態から、県の持ち分については金沢市に委託して一元的に管理することが合理的との判断から、先に述べた下水道公社の場合と同様、石川県流域下水道条例により金沢市に委託することを定めており、これによって供用開始より同市に委託している。

委託業務の内容については、焼却炉施設の維持管理全般で、運転監視業務、設備の点検、維持補修、焼却灰の処分等の業務であり、これらの経費のうち処理する汚泥の計画量により、石川県の持ち分を負担している。

3) 維持管理委託業務経費の財源について

これらの維持管理経費については、流域下水道は、関係する市町から排出される下水の処理を行うものであるため、各処理区毎に、その関係する市町からの負担金を財源としている。負担金の単価及び算出方法については、各処理区毎に、下水道法に基づき関係市町の同意を得た上で、県議会の議決により定められているものである。

3 委託金額

平成 15 年度 930,000 千円

Ⅲ 監査の結果

随意契約理由は石川県流域下水道条例第 3 条に基づく委託である。

石川県流域下水道条例

(管理の委託)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の表の上欄に掲げる流域下水道の管理をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に委託する。

名 称	委 託 先
加賀沿岸流域下水道、犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設を除く。）	財団法人石川県下水道公社
犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設に限る。）	金沢市

平成11年度より平成15年度の5カ年の財団法人石川県下水道公社、及び金沢市との当初契約金額、変更契約による増減額、変更後金額を記載する。

流域下水道 維持管理業務委託 契約状況

(単位：千円)

平成11年度	区分		当初契約	変更契約増減額	変更後金額
		〈下水公社〉契約額 (契約日)		797,918 (H11.4.1)	▲ 78,266 (H12.3.22)
内 訳	梯川処理区		215,700	▲ 40,257	175,443
	大聖寺川処理区		196,276		196,276
	犀川左岸処理区		385,942	▲ 38,009	347,933
	〈金沢市〉契約額 (契約日)				
	犀川左岸処理区計		385,942	▲ 38,009	347,933
合 計			797,918	▲ 78,266	719,652
平成12年度	区分		当初契約	変更契約増減額	変更後金額
		〈下水公社〉契約額 (契約日)		858,478 (H12.4.1)	▲ 134,754 (H13.3.21)
内 訳	梯川処理区		261,240	▲ 57,069	204,171
	大聖寺川処理区		220,752		220,752
	犀川左岸処理区		376,486	▲ 77,685	298,801
	〈金沢市〉契約額 (契約日)		57,133 (H12.4.1)	9,814 (H13.3.30)	66,948
	犀川左岸処理区計		433,619	▲ 67,870	365,749

合 計		915,611	▲ 124,939	790,672	
平成 13 度	区分	当初契約	変更契約増減額	変更後金額	
	〈下水公社〉契約額 (契約日)	986,852 (H13.4.1)	▲ 167,326 (H14.2.22)	819,526	
	内 訳	梯川処理区	293,328	▲ 52,275	241,053
		大聖寺川処理区	271,252	▲ 14,056	257,196
		犀川左岸処理区	422,272	▲ 100,995	321,277
	〈金沢市〉契約額 (契約日)	64,127 (H13.4.1)		64,127	
	犀川左岸処理区計	486,399	▲ 100,995	385,404	
	合 計	1,050,979	▲ 167,326	883,653	

区分		当初契約	変更契約増減額	変更後金額	
平成 14 度	〈下水公社〉契約額 (契約日)	1,124,426 (H14.4.1)	▲ 275,869 (H15.3.17)	848,557	
	内 訳	梯川処理区	349,356	▲ 82,206	267,150
		大聖寺川処理区	310,161	▲ 77,463	232,698
		犀川左岸処理区	464,909	▲ 116,200	348,709
	〈金沢市〉契約額 (契約日)	70,794 (H14.4.1)		70,794	
	犀川左岸処理区計	535,703	▲ 116,200	419,503	
	合 計	1,195,220	▲ 275,869	919,351	

区分		当初契約	変更契約増減額	変更後金額	
平成 15 度	〈下水公社〉契約額 (契約日)	1,262,425 (H15.4.1)	▲ 398,539 (H16.3.19)	863,886	
	内 訳	梯川処理区	406,308	▲ 139,872	266,436
		大聖寺川処理区	344,534	▲ 111,234	233,300
		犀川左岸処理区	511,583	▲ 147,433	364,150
	〈金沢市〉契約額 (契約日)	77,805 (H15.4.1)	▲ 11,690 (H16.3.31)	66,114	
	犀川左岸処理区計	589,388	▲ 159,123	430,264	
合 計	1,340,230	▲ 410,229	930,000		

		区分	当初契約	変更契約増減額	変更後金額
平成 16 度		〈下水公社〉契約額 (契約日)	953,447 (H16.4.1)		
	内 訳	梯川処理区	293,016		
		大聖寺川処理区	263,824		
		犀川左岸処理区	396,607		
		〈金沢市〉契約額 (契約日)	62,633 (H16.4.1)		
		犀川左岸処理区計	459,240		
	合 計		1,016,080		

財団法人石川県下水道公社との契約について、各年度の初めにおいて当初契約を行うが、年度末になって大幅な変更契約を行っている。平成15年度の場合は、当初契約額が**1,262,425**千円に対し、年度末になり**398,539**千円の減額を行い変更後**863,886**千円となっている。**30%**の減額である。このような大幅な減額となった理由について下水道課から受けた説明は次のようである。

下水道公社への委託費が減額となった理由

下水道公社との当初契約額は、平成10年度に県及び関係市町との協議により策定された平成11～15年度までの5カ年にわたる流入水量やそれに基づく維持管理費に関する計画に基づいている。

平成10年度に計画した水量は、市町が責任を持って流域下水道に流入させるものとして、自らの整備計画に基づき算出したものである。(責任水量)

しかし、接続率や地下水量の見込み減により結果として実績流入量が計画を下回ることとなった。

維持管理費についても責任水量に基づき市町との協議により算出したものであるが、流入水量の減少に伴うほか、環境負荷軽減を図るための汚泥減量化技術導入による汚泥処理処分費の削減、人件費等のコスト縮減意識の徹底などを進めた結果、実績が計画を下回ったため各年度の維持管理軽減に伴う不要額を市町に返納することとしている。

実績と計画の乖離に伴う計画期間中の見直しについては、その

業務が多かつ長期となること、各年度不要額を市町に返納することで特に問題が発生していないことも踏まえ、行わないとの判断をしたものである。

このため、市町との協議により見直し作業を平成 14、15 年度に実施することとした。

この結果、見直し中の平成 15 年度でも実績と計画が乖離することとなったが、平成 16 年度からは新たな計画に基づき、より適正な価格で下水道公社への委託を行っている。

下水道課の説明は、以上の通りである。調査を行うと、乾燥して処理するという技術の導入や人員配置の変更により、コストは大幅に減少している。流入水量は、生活系、工場系、地下水量に分けて実績値及び計画値が詳細に調査されている。また、平成 16 年度からは見直された新しい 5 カ年計画で委託を行っている。新しい技術の導入、人員配置、コスト節減、水量調査については指摘すべき事項はないが、詳細な調査及び計画に基づいた維持管理費用が大幅に節減されていることが確実であったにもかかわらず、各市町長と協議を行い調整しなかったことは指摘事項である。見直し中であったという口頭説明では足りない。

(指摘事項)

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

健民公園等管理委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 公園緑地課

2 委託内容の概要

石川県都市公園条例第 16 条に基づき地方公共団体が出資している財団法人及び地元市町に健民海浜公園など 14 都市公園の管理(公園施設の維持管理、企画運営等)の一部を委託する。

3 委託金額

平成 15 年度 470,440 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

この委託の内、金額的に多額な委託は、財団法人石川県県民ふれあい公社に健民海浜公園等管理委託している 368,663 千円である。財団法人石川県県民ふれあい公社への委託は石川県都市公園条例第 16 条に基づくものである。財団法人石川県県民ふれあい公社への委託料の積算及び実績報告を調査したが、委託料の積算の重要な部分は人件費であるため、サンプルとして健民海浜公園の現場事務所に立入り、人員の勤務割表、給与明細を調査した。また、財団法人石川県県民ふれあい公社の本部へ入り、組織図と備え置かれている労働者名簿を照合した。それらの結果、石川県に報告されている内容と一致し、指摘すべき事項はなかった。

I 対象委託料

県営住宅修繕等委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 建築住宅課

2 委託内容の概要

羽咋市以南の県営住宅の施設・設備等の維持、修繕業務を石川県住宅供給公社へ委託。

3 委託金額

平成 15 年度 **408,856** 千円

III 監査の結果

委託は随意契約により、石川県住宅供給公社に行っており、随意契約する理由説明は以下のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約
(随意契約する理由)

当該委託契約にかかわる維持補修工事は、県営住宅全般にわたる修繕工事であり、緊急を要する場合も数多い。

そこで、施工に当たっては、修繕等を的確かつ迅速・円滑に行うため、県営住宅の事情を熟知し、入居実態にも明るく、しかも専門の技術者を有している石川県住宅供給公社と随意契約をしたい。

注．石川県県営住宅条例第 55 条に、「知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事項を石川県住宅供給公社に委託することができる。」と規定している。(石川県包括外部監査人)

石川県県営住宅条例

(管理の委託)

- 第55条 知事は、次に掲げる県営住宅及び共同施設の管理に関する事項を石川県住宅供給公社に委託することができる。
- 1 県営住宅の入居及び明渡し並びに家賃の徴収に関すること。
 - 2 県営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
 - 3 前二号に掲げるもののほか、知事が定める県営住宅及び共同施設の管理に関すること。

予算要求のために作成された平成 15 年度県営住宅維持補修委託料内訳書と、石川県住宅供給公社が実施した実績はまったく違う。平成 15 年度県営住宅維持補修委託料内訳書は予算要求のために作成された作文である。建築住宅課は、予算枠の確保にのみ行動し、県営住宅の現況について関心をはらっていない。予算枠を確保した後は、すべてを石川県住宅供給公社にまかせ、予算と実施した維持補修工事の比較検討も行わず、それきりである。予算と実績はまったく違った様式で作成されており、そもそも容易に比較検討できない。

このようないきさつになっている状況について建築住宅課に対する質問を交えて調査を行った。維持補修費は計画修繕、空き家等の一般修繕、緊急修繕を含めて家賃収入の 3 割程度という制約のもとで行っているので、内容の計画より、まず金額ありきの予算で行っていた。計画された内容より、緊急修繕が優先され、予算枠を消化してしまうので、予算と実績の検討は行いづらい状況であった。これが石川県担当者の答弁の要旨であるが、予算と実績を具体的に比較してみると、予算では一般修繕として、緊急修繕、空き家修繕、一般小修繕を 84,230 千円計画しているのに対し、実施した工事明細では 292,097 千円で確かに計画を大幅に上まわる予算を消化してしまった。しかしさらに調査すると実績の金額は恒常的に発生している金額であり、一般修繕としている予算が計画時より過少額であることが明らかであった。水漏れ、その他緊急に発生する修繕、空き家修繕、一般小修繕の予測ができず、また、予算時に白紙の修繕に金額を設定しにくいことから過少額としていたようである。それで

は他の内容はどのようなになっているか具体的な調査をし、畳取替を例に記載すると、予算では円光寺住宅の畳取替 **21,280** 千円となっているが、実績は米泉住宅、本江共同住宅等の畳取替及び畳新設工事 **15,550** 千円となっており対象の住宅も金額も違っている。その理由を調査したところ、石川県担当者は県営住宅の現状について知識が少ないことが原因と思われる。石川県住宅供給公社の担当者に質問したところ、石川県住宅供給公社では、屋上防水、外壁吹付、結露防止、量水器取替、給水管改修、排水管改修、ガスパイプ改修、給水ポンプ取替、汚水処理修繕、畳床取替に経過年数から計画修繕基準表を作成し、かつ、各県営住宅別に管理を行っている。

監査の結果に記載したことの趣旨は、建築住宅課には、県営住宅に対し、委託者としての自覚がうすいということである。予算は作文した内容により、家賃収入の **3** 割程度を確保するが、予算と実績の比較検討は行わない。

県営住宅を実質的に管理しているのは、与えられた予算を相互に融通する方法によって、石川県職員の身分を合せもつ石川県住宅供給公社職員である。これでは予算と実績は別々の担当者によってバラバラに行われることになる。建築住宅課は委託者としての職責において、石川県住宅供給公社職員から説明をもとめ、必要な工事に予算を確保し、あるいは無駄な工事は施行せず、予算と実績を比較検討せよ。比較検討できる予算を作成せよ。

(指摘事項)

IV 意見

その他特に記載するべき意見はない。

I 対象委託料

おもいやりの住まい整備事業委託料

II 委託概要

1 管理部課

土木部 建築住宅課

2 委託内容の概要

県営住宅の居室内におけるバリアフリー化工事（手すりの設置、段差解消、非常通報装置の設置等）を石川県住宅供給公社へ委託

*平成 15 年度実績：平和町団地等全 80 戸

3 委託金額

平成 15 年度 118,146 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

随意契約の理由として受けた説明を以下に記載する。

随意契約理由

県営住宅の維持修繕等は従来から石川県住宅供給公社に委託しており、本事業についても、県営住宅の事情を把握している同公社に委託するものである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約。

注、石川県県営住宅条例第 55 条に、「知事は、県営住宅及び共

同施設の管理に関する事項を石川県住宅供給公社に委託することができる。」と規定している。石川県県営住宅条例第 55 条は、県営住宅修繕等委託料の監査の結果に参考資料として記載した。
(石川県包括外部監査人)

この事業について、バリアフリー化の一般方針、バリアフリー化の体系化されて計画、予算要求と体系化された計画、実施された工事と体系化された計画について調査を行った。

工事は実務処理として空き県営住宅から順次行う方法、共同部分も空き県営住宅の工事と併せて行う方法がとられている。事業は国の補助事業であり負担割合は国・県各 1/2（一部県 10/10）である。

これらを調査した結果、特に記載するべき意見はない。

I 対象委託料

校舎管理等委託料

II 委託概要

1 管理委員会局課

教育委員会 事務局 庶務課

2 委託内容の概要

校舎を管理するうえで必要な業務のうち、法令の定めがあるもの、高度に専門的な技術を必要とするもの、民間業者に委託することが効率的と認められるもの等について、業務を外部に委託することにより、校舎の良好な維持管理を図る。

- (1) 電気設備等保安管理業務
- (2) 浄化槽等管理業務
- (3) 校舎警備業務
- (4) エレベーター保守管理業務
- (5) 環境整備業務
- (6) 校舎等清掃業務
- (7) その他

3 委託金額

平成 15 年度 179,051 千円

III 監査の結果

委託の内、校舎警備業務は、全日制高等学校 47 校 1 分校の機械警備及び駐在警備を委託しているものである。

① 機械警備

機械セット時～翌朝機械解除まで、機械による警備を行うもの

平日 19 : 30 頃～7 : 30 頃

休日 17 : 30 頃～8 : 30 頃

② 駐在警備

警備員が校内を巡回し、警備、施錠確認、警備機械のセットを行うもの

平日 17 : 00～19 : 30 頃

休日 8 : 30 頃～17 : 30 頃

委託額は1校の平均額で **2,344** 千円（機械警備 **907** 千円、駐在警備 **1,437** 千円）である。

この委託は学校別に随意契約により行っている。説明を受けた随意契約理由の内、2校を例として次に記載する。

随意契約理由説明の例1

〇〇〇〇株式会社として一者随意契約とする。理由として、本校の警備委託業務は、自動警報機器警備業務委託開始より〇〇〇〇株式会社と契約しており、警報装置の設置及び駐在員の配置も当該業者が行うと共に誠実に契約を履行しており、本校の警備業務に熟知していることからである。また、業者を変更すると、既存設備の撤去及び新たな設備の設置が必要となり、経費の増大にもなるからである。

随意契約理由説明の例2

昭和61年に機械警備となり、県教育委員会施行の指名競争入札により、××××株式会社が落札した。

これに伴い機械警備関連機器の設置も当該業者が施行している。警備会社を変更した場合には既設装置が撤去されるため、××××株式会社と契約を締結する。

随意契約理由は、**47**校1分校において、ほぼ同様の主旨である。**47**校1分校の随意契約理由の主旨を要約すると、次の3点である。

1. 機械警備を導入した時、又は開校した時に指名競争入札を行った。
2. 誠実に契約を履行しており、本校の警備業務に熟知している。

3. 警備関連機器は業者が設置したものであり、業者を変更すると撤去される。

この随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると主張している。

上記の主旨要約を検討する。1. 機械警備を導入した時、又は開校した時に指名競争入札を行ったことは、それ以降継続して随意契約するという理由にはならない。2. 誠実に契約を履行しており、本校の警備業務に熟知しているということが、随意契約の決定的な理由となるかどうかを検討する。警備業務の性質から知識、経験、信頼といった要素も大切な業務であることは認識するが、この理由により長期にわたって競争状態におかず随意契約することは適切とは思われない。毎年の指名競争入札までは思わないが、3年～5年の中期、又は機器の使用可能年数等を勘案した一定の期間ごとに競争状態を作り指名競争入札すべきと思う。3. 警備関連機器は業者が設置したものであり、業者を変更すると撤去されるということが随意契約の理由になるか検討する。47校1分校に、現在5業者が警備委託に参入しており、A業者15校、B業者10校、C業者10校、D業者7校1分校、E業者5校である。各業者は自社の警備関連機器の個性を主張し、他者の機器との互換性はないと主張する。1校を例に警備関連機器の内容及び設置価格を調査した結果は次のとおりである。

単位：千円

項目	数量	単価	金額
警備操作器			90
カードリーダー	1	45	45
チェックボックス	1	45	45
制御装置			450
送信機	1	240	240
電源装置	1	48	48
受信装置	1	150	150
移動装置	1	12	12
パッシブセンサー	62	21	1,302
マグネットスイッチ	34	0	27
合計			1,869

この他に、別途、配線等設置工事に **1,000** 千円程度必要。
使用可能年数は、各機器により異なるが本体は **10** 年程度である。

この警備関連機器を機械警備を導入した時、又は開校した時に指名競争入札により、落札した業者が設置し、他社との互換性がないという主張により、その後の随意契約理由となっていることは、地方自治法施行令第 **167** 条の **2** 第 **1** 項第 **2** 号の理由には適用しない。多額でもない機器の持ち込みを許し、機器を各業者の個性にまかせるということは、長所からも短所からも目をつむることであり、管理責任を果たしていないことにもなる。このことは教育委員会事務局庶務課が積極的に管理責任を執行していない下に、業者の権利主張が主導し、継続して随意契約が行われていることである。

また、各学校において、機械警備を導入した時、又は開校した時に各校バラバラに指名競争入札を行って、その後変更されることもなく継続しているため、石川県内に点在する各学校を例えば地区に数校まとめて委託するといった戦略がない。地区に数校まとめれば、機械警備において学校の近くに駐在員の常駐するセンターを設置できるメリット、人的警備では休暇する人員の予備人員の配置等にメリットが考えられる。

これらを総合すると、業者は **3** 年～**5** 年の中期、又は機器の使用可能年数等を勘案した一定の期間ごとに県の責任において仕様を決めて、指名競争入札をもって決定する。その際、地区に数校まとめる等、戦略をもって計画する。

(指摘事項 **2** 件)

IV 意見

現在、駐在警備の廃止を段階的に進めているとの説明を受けた。警備員ではなく学校の教職員の全員を対象者として、担当部所を責任管理させることを検討し、平成 **16** 年度においては特殊学校 **5** 校、高等学校 **2** 校で実施した。

これは、監査の結果に記載した戦略を超えて、教育の視点から捕えた学校警備の戦略であり、力強さを実感する。

I 対象委託料

設計等委託料

II 委託概要

1 管理委員会局課

教育委員会 事務局 庶務課

2 委託内容の概要

県立学校の校舎等の整備に係る基本設計や実施設計、建設工事に係る監理業務、また、敷地測量や登記業務など、高度かつ専門的な知識や技術を要する業務を外部委託することにより、良好な施設整備を図る。

- (1) 校舎建設に係る基本設計業務
- (2) 校舎建設に係る実施設計業務
- (3) 校舎建設等工事に係る監理業務
- (4) 敷地測量業務及び登記業務
- (5) 埋蔵文化材発掘調査等業務
- (6) その他

3 委託金額

平成15年度 97,370 千円

III 監査の結果

- 1 この設計等委託料の内に、社団法人石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と能登青翔高等学校グラウンド造成に係る地積測量の委託 **2,388** 千円が随意契約によって行われている。

随意契約理由の説明

社団法人石川県公共嘱託土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法に基づき官公署の登記等業務を受託するために設立された公益法人であり、

- (1) 一般標準報酬額（市価）より低い価格設定（覚書）がなされていること
- (2) 登記申請を前提とした調査に習熟していること
- (3) 調査等委託物件所在地域の登記事情に精通した調査士の協力を得た調査員が実施できること

以上から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とする。

随意契約の理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」として、その根拠は、石川県土木部長と社団法人石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長との間で交わされた覚書があることである。

覚書には、「石川県（以下「甲」という）と社団法人石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という）は、甲が施行する事業のため取得した土地・建物の表示に関する登記・調査・測量等の報酬額について、次のとおり合意する。」と記載されている。内容は、1 調査業務 2 測量業務 3 申請手続業務 4 審査請求 5 相談 6 書類の作成等 7 日額 8 附則その他について報酬額が詳細に記載されている。

この覚書が存在することを根拠に随意契約することは、随意契約理由を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に適用ができない。この覚書は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに規定する随意契約理由がある場合に、社団法人石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と結ぶ随意契約に適用する報酬額であると解釈するのが相当である。例えば、少額であるための随意契約、緊急の必要により行う随意契約等である。

監査対象となった随意契約では、この覚書の報酬額は「時価に比して著しく有利な価格」と判断しており、そのような判断には根拠がない。したがって適用を間違えており、随意契約理由はなく、指名競争入札すべきであった。

(指摘事項)

- 2 土木部砂防課の管理する調査設計委託料の監査の結果に記載した随意契約理由と同様の理由による、社団法人石川県建設技術センターとの随意契約委託がある。社団法人石川県建設技術

センターとの随意契約は数件存在するが、能登青翔高等学校運動場整備工事に係る実施設計 **4,200** 千円がその例である。随意契約理由として提出された説明は次のとおりである。

随意契約理由の説明

- (1) 社団法人石川県建設技術センターは、石川県公共土木事業の能率的執行をはかることを目的として発足し、県及び町村と表裏一体の関係にあつて、建設に必要な調査・設計並びにその積算に係る業務を受託し、公共事業の推進に寄与する公益法人である。
- (2) 社団法人石川県建設技術センターは、県職員及び県を退職した職員が業務に当っており、意思の疎通が充分にはかられ、精度の高い設計等が期待できる。
- (3) 公益法人であるから秘密の保持がはかられる。

この理由は、土木部砂防課の管理する調査設計委託料の監査の結果に記載した土木部長通知を参考にして随意契約されたものであり、地方自治法施行令第 **167** 条の 2 第 **1** 項各号に適用がない。

(指摘事項)

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

体育施設管理委託料

II 委託概要

1 管理委員会局課

教育委員会 事務局 スポーツ健康課

2 委託内容の概要

県有体育施設における使用料の徴収事務や施設の運営、維持、補修などの施設管理業務を、他の施設との一体管理が可能な所在町村や法人に委託することにより、効率的な管理運営を図る。

3 委託金額

平成 15 年度 **126,647** 千円

III 監査の結果

委託の内、金額の大部分を占めるのは、石川県西部緑地公園陸上競技場、石川県立野球場、石川県西部緑地公園テニスコートの使用料徴収事務及び施設管理業務を財団法人石川県県民ふれあい公社に委託していることである。委託は石川県体育施設条例第 8 条に基づいて行われている。委託金額は **109,667** 千円(改定後)である。

石川県と財団法人石川県県民ふれあい公社との委託契約書第 9 条では、「財団法人石川県県民ふれあい公社は、委託事業を第三者に委託し、又は、請負わせてはならない。ただし、あらかじめ石川県の承認を得たときは、この限りではない。」と約定している。

財団法人石川県県民ふれあい公社の施設管理業務の執行を調査すると、陸上競技場を例にすると次の業務が第三者に委託されている。

1 消防用設備点検

- 2 合併処理施設等管理
- 3 清掃業務管理
- 4 夜間警備等業務管理
- 5 芝管理業務委託（陸上競技場本場）
- 6 芝管理業務委託（陸上競技場補助）
- 7 陸上競技場電子機器保守点検委託
- 8 陸上競技場トラック清掃業務委託
- 9 陸上競技場電光掲示板保守点検委託
- 10 陸上競技場夜間照明塔保守点検委託
- 11 陸上競技場シャッター維持管理委託
- 12 陸上競技場管理委託

これらの委託につき、委託契約書第 9 条に基づき、あらかじめ石川県の承認を得た事実がない。消防用設備点検のように安全に係わる業務も第三者に委託されており、約定は守らせること。

(指摘事項)

なお第三者に委託するには、金額 **1,000** 千円以上の委託は、財団法人石川県県民ふれあい公社会計規程第 **114** 条第 2 項第 1 号により指名競争入札、**1,000** 千円未満の小額の委託は、同会計規程第 **114** 条第 3 項第 2 号により随意契約が行われている。これらは石川県財務規則を準用している。

委託契約書

(委託等の禁止)

第 9 条 乙は、委託事業を第三者に委託し、又は、請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

注、甲は石川県、乙は財団法人石川県県民ふれあい公社である。(石川県包括外部監査人)

IV 意見

スポーツ健康課の協力により、野球場、陸上競技場、テニスコートを隣接して設置している滋賀県を例にして、運営の効率を調

査するため、費用を内訳別に比較する方法で検討した。**3** 施設の委託費用総額石川県 **109,667** 千円、滋賀県 **83,272** 千円であった。施設の規模、内容に違いがあり単純に比較はできない。

検討の結果、特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

総合スポーツセンター（仮称）基本設計等委託料

II 委託概要

1 管理委員会局課

教育委員会 事務局 スポーツ健康課

2 委託内容の概要

総合スポーツセンター（仮称）の整備に係る基本設計のほか、用地測量、地盤調査等専門的な知識や技術を要する業務について外部委託することにより、良好な施設整備を図る。

3 委託金額

平成 15 年度 **88,379** 千円

III 監査の結果

土木部砂防課の管理する調査設計委託料の監査の結果に記載した随意契約理由と同様の理由による、社団法人石川県建設技術センターとの随意契約委託がある。総合スポーツセンター（仮称）建設工事（測量）業務委託、用地測量一式 **2,940** 千円がそれである。

随意契約理由の説明

社団法人建設技術センターは、石川県土木公共事業の能率的執行をはかることを目的として発足し、県及び町村と表裏一体の関係に立って設計に必要な調査及び測量並びに設計及びその積算にわたる業務を受託し、公共事業の推進に寄与していく公益法人である。また、県職員及び県を退職した職員が業務処理に当たっているため、意思の疎通が充分にははかられ、精度の高い測量等ができる。さらに公益法人であるから秘密の保持がはかられる。以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定

により前記業者と随意契約したい。

この理由は、土木部砂防課の管理する調査設計委託料の監査の結果に記載した土木部長通知を参考にして随意契約されたものであり、地方自治法施行令第**167**条の2第**1**項各号に適用がない。
(指摘事項)

IV 意見

その他特に記載すべき意見はない。

I 対象委託料

自動車保管場所調査委託料

II 委託概要

1 管理委員会課

公安委員会 会計課

2 委託内容の概要

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」では、自動車の登録の処分を受けようとする者に対し、当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面の提出を義務付けている。それにより、その保管場所が確保されていることを確認するための「現地調査」及び「管理データの入力」の業務について、財団法人石川県交通安全協会に対し委託している。

3 委託金額

平成 15 年度 111,202 千円

III 監査の結果

特に記載して指摘すべき事項はない。

IV 意見

財団法人石川県交通安全協会に随意契約により委託している。随意契約をする理由として受けた説明は次のとおりである。

随意契約の理由

次の理由により地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約としたい。

- (1) 石川県交通安全協会は、県内一円に組織を持ち、他にはこの種業務を行うのに必要かつ適切な人材及び能力を有する団

体がないこと。

- (2) 石川県交通安全協会は、道路における危険防止及び交通の安全と円滑に寄与することを目的とし、県民の交通道德の高揚、交通法令の知識の普及向上及び交通諸対策の調査研究並びに官公庁からの交通関係委託事務等を専門に実施している公共性の高い交通安全啓蒙団体であること。

同様の委託について他都道府県の状況を調査した。委託先は交通安全協会のほかに、社団法人の自家用自動車協会に委託している県があるが、石川県に社団法人として組織された自家用自動車協会はなく、かつ任意団体としても存在しない。社団法人の警友会に委託している県があるが、石川県には任意団体の警友会は存在するが、社団法人として組織化されたものはない。そのほか、交通課員、地域課員、嘱託職員で対応している都道府県がある。混在しているものもある。

契約金額は、1 件の単価契約としている府県があるが、石川県は必要人員数より積算した金額にその他経費を加算した総額契約である。

これらのことを調査した結果、特に記載すべき意見はない。